

Ⅱ 設計編 建築物

移動等円滑化経路等	56	01
出入口	62	02
廊下等	72	03
階段	78	04
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	84	05
エレベーター及びその乗降ロビー	88	06
特殊な構造又は使用形態の昇降機等	94	07
便所(トイレ)	98	08
浴室又はシャワー室	116	09
宿泊施設の客室	120	10
敷地内の通路	128	11
駐車場	134	12
標識	142	13
案内設備	148	14
案内設備までの経路(視覚障害者移動等円滑化経路)	152	15
準移動等円滑化経路	158	16
準視覚障害者移動等円滑化経路	164	17
子育て支援環境の整備	168	18
観客席、客席	174	19
受付カウンター、水飲み器、ATM	178	20
利用居室内の段差解消	182	21
視覚障害者誘導用ブロック等、点字	186	22
手すり	190	23
滑りにくい床材等	192	24
非常警報設備	196	25

解説ページの見方

「Ⅱ 設計編 建築物」については、下記のような構成となっております。

整備項目として、「基本的な考え方」、「バリアフリー整備基準」、「バリアフリー整備基準の解説」、「参考図」の4項目で構成されています。

【整備マニュアルの構成】

■ **基本的な考え方** 各整備項目について、整備に対する配慮すべき基本的な考え方を示します。

■ バリアフリー整備基準

バリアフリー法、施行令、条例に定められた基準で、整備が義務付けられている基準です。チェックリストを基に、一般基準(白色)と移動等円滑化経路(青色)に係る整備基準及び関連条項と対象規模を整理しています。

05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

■ 基本的な考え方

建築物の傾斜路等は、高齢者、車いす使用者等が、高低差のある部分を自力で安全かつ円滑に通行できるようにする必要があります。そのため、適切な勾配や踊り場の設置、利用者がすれ違うことのできる幅などに配慮しなければなりません。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一般基準	①手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	令13-1-1	別表第1 (その他基準)
	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか	令13-1-2	
	③必要な傾度を確保し、床面、壁面及び出入口は色の明度差等で識別しやすいか	条16-5	
	④前後の扉下等とは色の明度差等で識別しやすいか	令13-1-3	
移動等円滑化経路	⑤点状ブロック等を敷設しているか(傾斜部分の上端に近接する階端の部分)	令13-1-4	
	⑥点状ブロック等を敷設しているか(傾斜部分の下端に近接する階端の部分)	条16-3	
	⑦令第13条、条例16条の規定を全て満たすこと(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-4 ※条14-1-2 ただし書き	別表第1 (その他基準)
	⑧幅に代わる場合は120cm以上、両側に併設する場合は90cm以上であるか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-4イ ※	
	⑨勾配が1/12を超えていないか(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-4ロ ※	
	⑩高さ75cm以内の間に階幅150cm以上の建端を設けているか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-4ハ ※	

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ○望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①手すり	●手すりは、歩行困難者の補助になるため、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある場合には、手すりを設ける。 ○片まひの方向の利用を考慮し、両側に設け、必要に応じて2段とすることが望ましい。 さらに、勾配や高さに関係なく、すべての傾斜路に設けるとよい。 ○手すりの上下部はホコリ等の安定確保等のため、45mm以上の水平部を設ける。 ○手すりの始点・終点には、室名や現在地等の表示を設ける。	令13-1-1 [図1]
②床面	●傾斜路の表面は、車いすがスリップしないようノンスリップ加工を施す等、滑れやすく滑りにくい材料で仕上げを施す。 ※「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置をもとめている。(24「滑りにくい材料」を参照する。)	令13-1-2

■ 解説

項目ごとに遵守する整備基準の解説と望ましい整備基準を整理しています。

■ 項目

チェックリストで求められている整備を項目別に詳細を整理しています。

■ **参考図** 具体的な整備事例の図解の一例を示します。
【凡例】

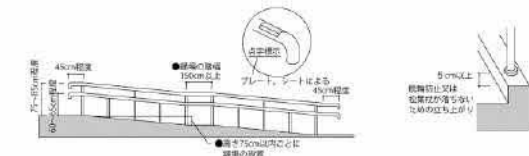
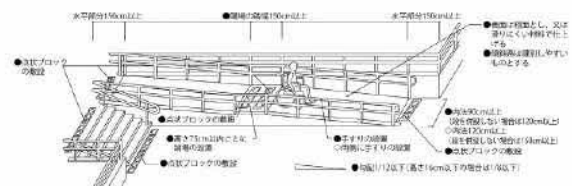
●	バリアフリー整備基準
◇	望ましい基準
無印	標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 小口面インデックス

目次を見なくても探す項目にすばやくとりつけるように、テーマごとに高さを変えています。

■ 参考図

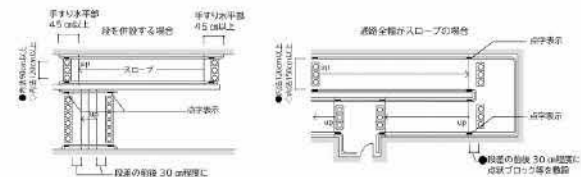
図1 傾斜路の整備例



<傾斜路の勾配と高さにおける手すりや点状ブロック等の関係>

高さ	勾配	1/20 以下	1/20 超、1/12 以下	1/12 超
16cm以下	手すり	任意	手すり	任意
	点状ブロック等	任意	点状ブロック等	任意
16cm超	手すり	必要	手すり	必要
	点状ブロック等	任意	点状ブロック等	必要

図2 傾斜路の内法



■ 関連条項、関連条文等

表内の関連条項、参照条文は下記の通り、示します。また、参考とすべき図の番号を示します。

【凡例】

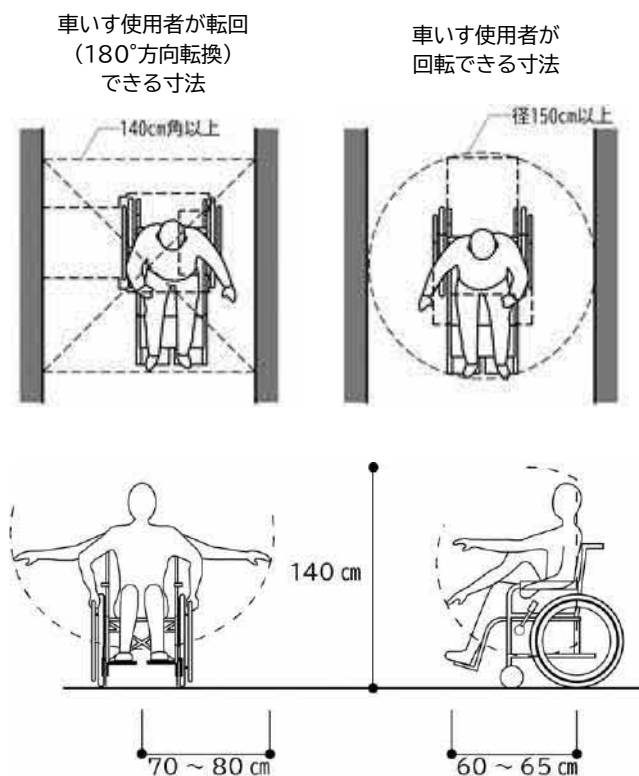
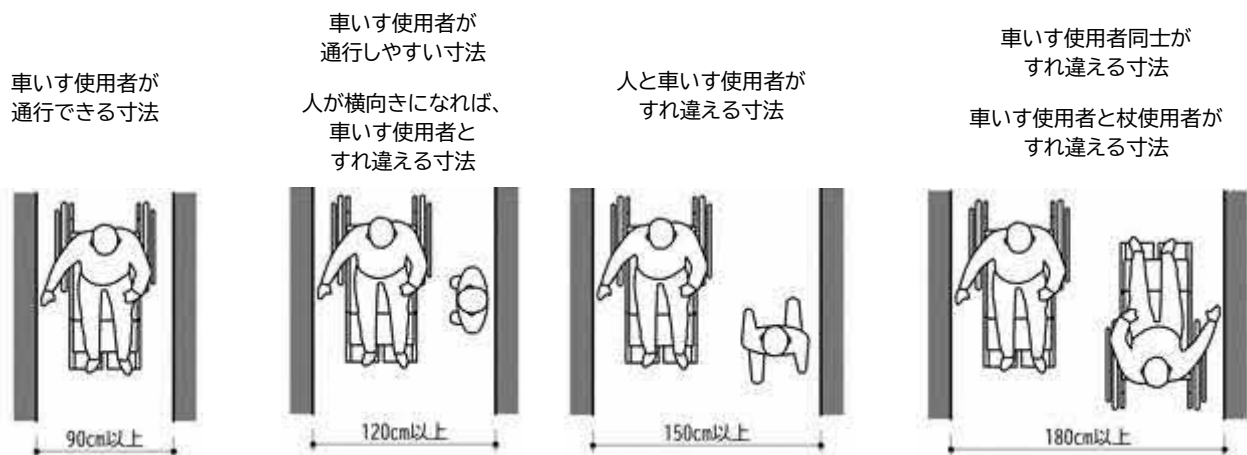
□表内の関連条項、参照条文は下記の通り、示します。

■ バリアフリー整備基準	国告示→「国告」 施行令→「令」 県告示→「県告」 県条例→「条」 県条例別表→「別表」
■ バリアフリー整備基準の解説	国告示→「国告」 施行令→「令」 県告示→「県告」 県条例→「条」 県条例別表→「別表」 建築設計標準→「標」 誘導基準→「誘」 日本産業規格→「JIS」

基本的な動作寸法(再掲)

- 車いすを使用した場合の基本的な寸法について、次のとおりに整理します。

通路の寸法	内容
80 cm	車いすで通過できる寸法
90 cm	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法
120 cm	道路を車いすで通行しやすい寸法 車いす使用者と歩行者が横向きになればすれ違うことができる寸法 杖使用者が円滑に通行できる寸法
140 cm	車いす使用者が転回(180度方向転換)できる寸法 杖使用者が円滑に昇降できる階段幅の寸法
150 cm	車いす使用者が回転できる寸法 歩行者と車いす使用者がすれ違うことができる寸法
180 cm	車いす使用者が回転しやすい寸法 車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法



■ 基本的な考え方

高齢者、障がい者等の誰もが建築物を円滑に利用できるように、建築物の敷地が接する道等から利用居室までの経路までの段差を解消し、通行しやすい幅や勾配を確保した経路(移動等円滑化経路)とする必要があります。

■ バリアフリー整備基準

○道等から利用居室までの経路等、それぞれ1以上について適用する。

内容		関連条項	対象規模
移動等円滑化経路	①(1)~(4)のそれぞれの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路としているか (1)道等から利用居室までの経路 (2)利用居室から車いす使用者用便房までの経路 (3)車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (4)公共用歩廊の場合で、一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路	令18-1	別表第1 (その他基準)
	②移動等円滑化経路に階段又は段を設けていないか (ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)	令18-2-1	
	【(1)~(3)のいずれかに該当する場合は②の規定を免除】	図3	
	(1)床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の用途変更を行う場合(垂直方向(他の階へ移動するためのEV等)の移動に限り免除)	条14-1-1 ただし書き	
	(2)床面積の合計が200㎡未満の用途変更を行う場合	条14-1-2 ただし書き	
	(3)床面積の合計が500㎡未満の新築等*に該当し、以下のア~ウを全て地上階で行う場合(垂直方向(他の階へ移動するためのEV等)の移動に限り免除)	条19-1 ただし書き	
	ア 直上下階の利用居室のサービスを提供		
	イ 車いす使用者用便房を設置		
	ウ 車いす使用者用駐車施設を設置		

※新築等…新築または増築、改築、用途変更を示します。

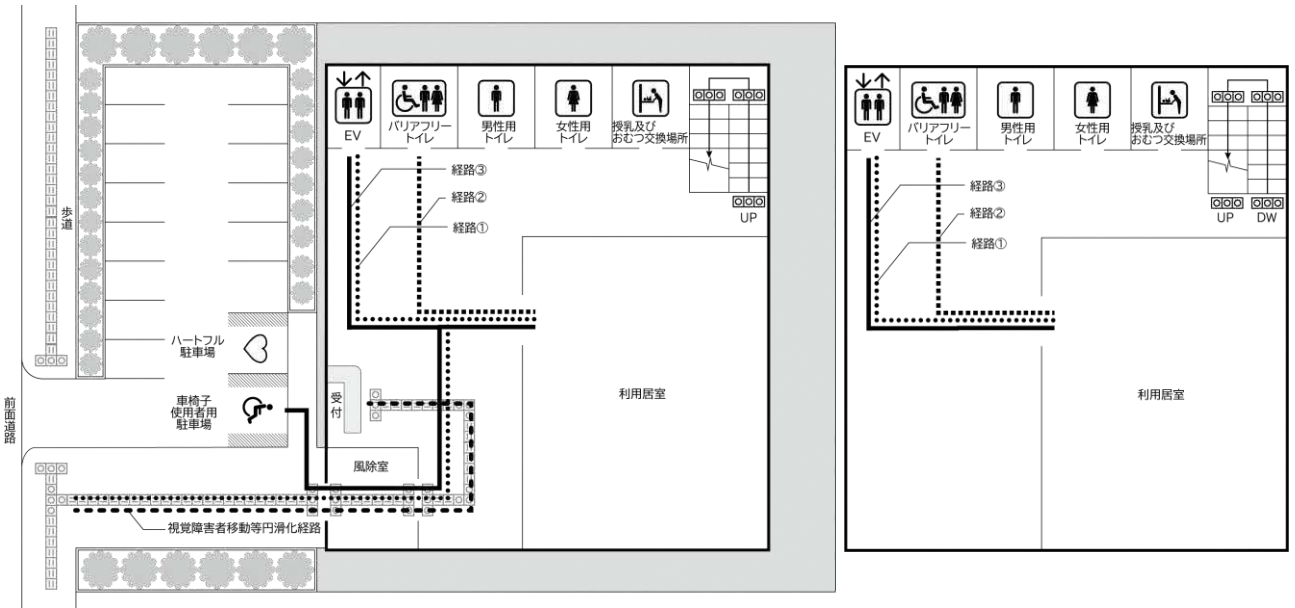
■ バリアフリー整備基準の解説

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等										
① 移動等円滑化経路	<ul style="list-style-type: none"> ●①(1)～(4)までの経路のうち、それぞれ1以上を、高齢者、障害者等が建築物を円滑に利用することができるように、移動等円滑化経路とする。 ●移動等円滑化経路上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、法、施行令、条例に基づく移動等円滑化経路の整備基準に適合させる。 (整備基準の該当項目) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>02</td><td>出入口に関する整備基準</td></tr> <tr><td>03</td><td>廊下等に関する整備基準</td></tr> <tr><td>05</td><td>傾斜路等に関する整備基準</td></tr> <tr><td>07</td><td>特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機に関する基準</td></tr> <tr><td>11</td><td>敷地内通路の基準</td></tr> </table>	02	出入口に関する整備基準	03	廊下等に関する整備基準	05	傾斜路等に関する整備基準	07	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機に関する基準	11	敷地内通路の基準	令18-1 【図1～3】
02	出入口に関する整備基準											
03	廊下等に関する整備基準											
05	傾斜路等に関する整備基準											
07	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機に関する基準											
11	敷地内通路の基準											
(1) 利用居室までの経路	<ul style="list-style-type: none"> ●道等から利用居室までの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路として整備する。 ※「道等」は道又は公園、広場その他の空地をいう。 ※「利用居室」は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室をいう。 ●共同住宅に設ける集会室等は、利用居室となるため、移動等円滑化経路の整備が必要である。集会室等を設けない場合であっても一定規模以上のものは、各住戸までの経路を準移動等円滑化経路として整備する。(参照:16 準移動等円滑化経路) 	【図2】										
(2) 車いす利用者用便房までの経路	<ul style="list-style-type: none"> ●利用居室から車いす利用者用便房までの経路は、そのうち1以上を移動等円滑化経路として整備する。 											
(3) 車いす利用者用駐車場までの経路	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす利用者用駐車施設から利用居室までの経路は、そのうち1以上を移動等円滑化経路として整備する。 											
(4) 公共用歩廊	<ul style="list-style-type: none"> ●公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペDESTリアンデッキなど、単に移動の手段として利用されるものをいう。 											

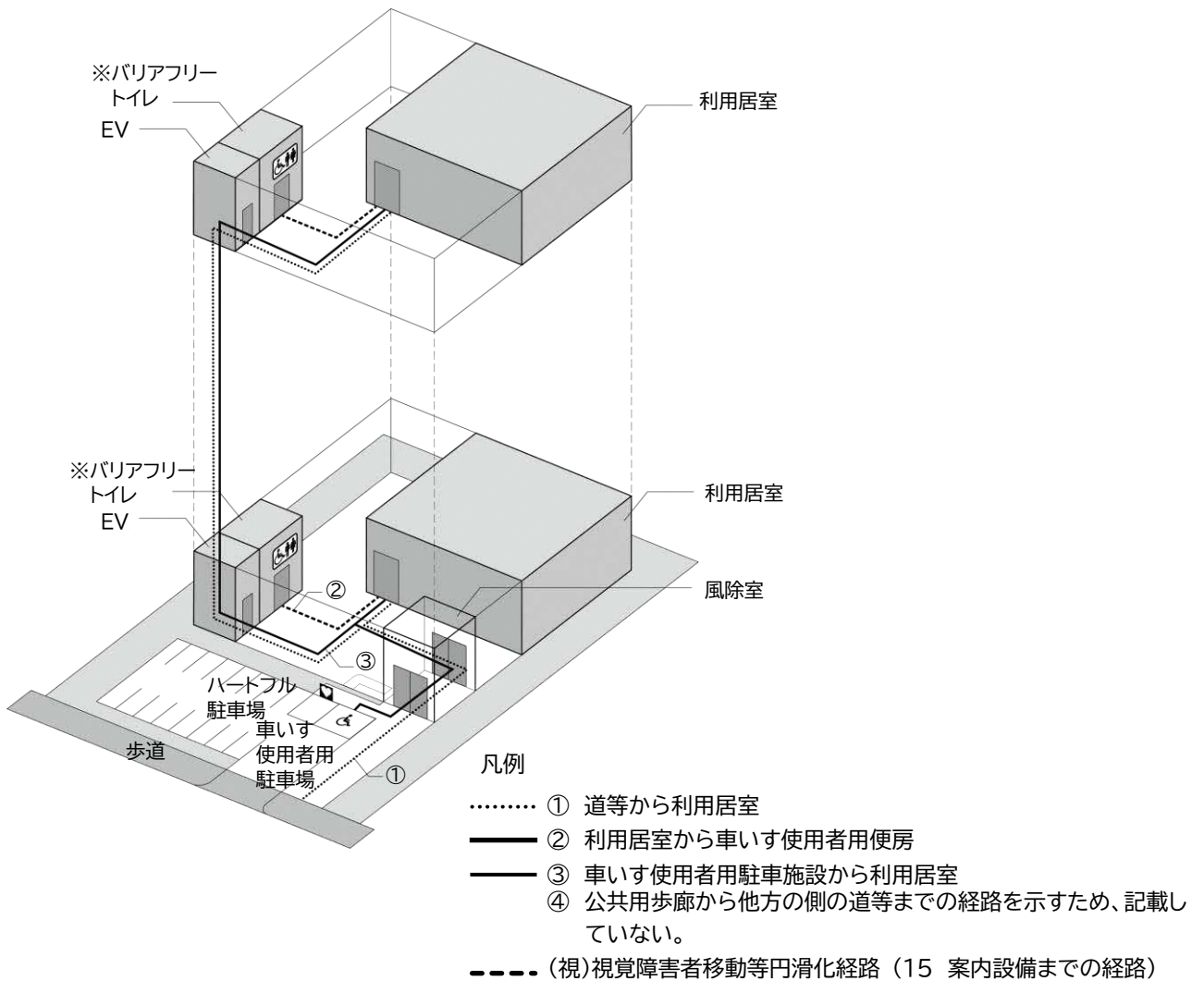
項目	解説	参照条文等
② 階段又は段の 禁止	<p>●移動等円滑化経路上には、原則階段又は段を設けてはならない。移動等円滑化経路上に段差が生じる場合は、傾斜路又はエレベーター等(以下、「エレベーター等」という。)を設置して段差を解消すること。<u>ただし、以下の場合に該当するときは、段差の解消やエレベーター等の設置を免除する。</u></p> <p>その1 条例第14条第1項第1号ただし書き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の用途変更をして特別特定建築物とする場合は、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置(垂直方向の移動)を免除する。ただし、同一階の経路上における段差(水平方向の移動)については、傾斜路等により解消する必要がある。 <p>その2 条例第14条第1項第2号ただし書き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積の合計が200㎡未満の用途変更をして特別特定建築物とする場合は、経路上における既存の段差解消を免除する。(段差を新設することは不可) この場合において、持ち運び型スロープ等を設置することによって、バリアフリーに配慮することが望ましい。 <p>その3 条例第19条ただし書き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積の合計が500㎡に満たない特別特定建築物で、以下のいずれにも該当する場合は、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置を免除する。ただし、同一階の経路上における段差については、傾斜路等により解消する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスが地上階で提供される。 ✓ 車いす使用者用便房が地上階に設置される。 ✓ 車いす使用者用駐車施設が地上階に設置される。 	<p>令18-2-1</p> <p>条14-1-1 【図2】</p> <p>条14-1-2 【図2】</p> <p>条19 【図2】</p>

図1 移動等円滑化経路の考え方



配置図兼 1階平面図

2階平面図



※バリアフリートイレ…個別のバリアフリー設備(車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房等)を備えた各種便房を「高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)」と呼称。

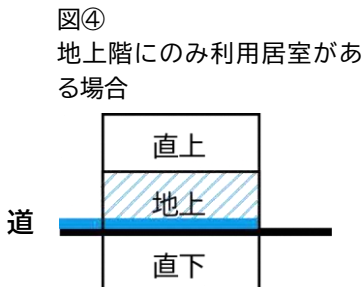
■参考図

図2 移動等円滑化経路の整備が必要となる利用居室

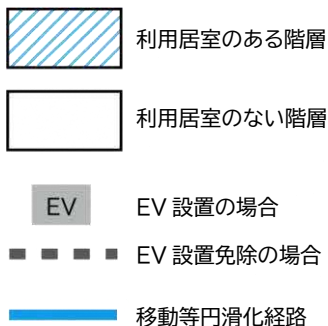
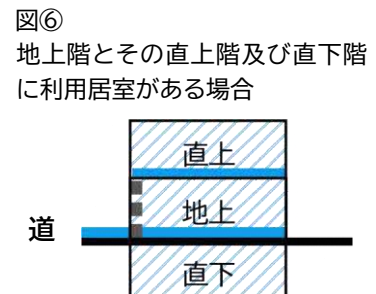
垂直移動が1層分の建築物の場合、本来であれば、施行令第18条第1項第1号かっこ書きの「垂直移動が1層分まではエレベーター設置を免除する」といった規定適用されますが、条例第19条第1項前段により、当該規定の適用を除外しているため、原則として垂直移動が1層分の建築物であっても、エレベーターの設置が必要となります。(図①～③)

ただし、同項ただし書きにより、床面積の合計が500㎡に満たない特別特定建築物は、地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室において提供され、かつ、車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設が地上階に設置されている場合に、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置が免除(移動等円滑化経路上の階段又は段の設置を許容)されます。(図⑤～⑥)

なお、ただし書きが適用された場合であっても、同一階における経路上の段差については、傾斜路等により解消する必要があります。



ただし、床面積の合計500㎡未満に限り、エレベーター等の設置を免除



【エレベーター等の設置免除の要件】

①～③のすべてを満たすこと。

要件① 地上階の直上階又は直下階で提供されるサービスが地上でも提供できる。

要件② 車いす使用者用便房が地上階に設置されている。

要件③ 車いす使用者用駐車施設が地上階に設置されている。

図3 既存建築物の用途変更に関する免除規定

古民家を飲食店等に、戸建住宅を福祉施設に用途変更するなど、空き家や既存建築物の利活用を促進するため、一定規模未満の用途変更について、条例第 14 条第1号及び2号により、移動等円滑化経路の基準の一部を免除しています。(以下の表を参照)

ただし、当該条項により段差解消の一部を免除した場合であっても、利用者の利便性に配慮して、持ち運び型スロープ等を施設に備え付けるなどの工夫を運営面に取り入れ、同一階内の段差を解消することが望ましいです。

表 バリアフリー整備基準の適用範囲について 凡例…(-)基準を免除 (適用)基準を適用

バリアフリー整備基準		200 m ² 未満	200 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上	
一般基準		適用	適用	適用	
移動等円滑化経路の基準	段差解消の基準 (令 18-2-1)	水平	-		適用
		垂直(他の階へ移動するための EV 等)	-		-
	廊下の基準 (令 18-2-3)		-		適用
	傾斜路の基準(令 18-2-4)		-		適用
	敷地内通路の基準(令 18-2-7)		-		適用
	主たる出入口の幅の基準(令 18-2-2-1)		適用 (幅70cm以上へ緩和※)		適用
	車いす使用者用便房の出入口の幅及び戸の仕様の基準(令 18-2-2)		-		適用
	上記以外の基準		適用		適用

※主たる出入口の幅は80cm以上必要だが、200 m²未満に限り70cm以上に緩和。

■ 基本的な考え方

建築物の出入口は、施設利用者が必ず通行する部分であり、多くの利用者動線が重なるため、誰もが支障なく容易に通行できるように、段差を解消し、引き戸や自動ドアなど簡単に開閉して通過できる構造とする必要があります。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
移動等円滑化経路	①建築物の主たる出入口(以下、「玄関」という。)を除く出入口の幅は80cm以上であるか (ただし、床面積の合計が 200 m ² 未満の用途変更の場合、便所の出入口は除く)	令 18-2-2-イ 条 14-1-2 ただし書き	別表第 1 (その他基準)
	②戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	令 18-2-2-ロ	
	③玄関の出入口の幅は80cm以上であるか(ただし、床面積の合計が 200 m ² 未満の用途変更の場合、玄関出入口は 70 cm以上とする)	令 18-2-2-イ 条 14-1-2 ただし書き	別表第 1 (0 m ² 以上)
	④玄関の戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	令 18-2-2-ロ	
	⑤玄関に庇又は屋根を設置しているか (ただし、アーケードに面する等の場合を除く)	条 19-2-1-ア	
	⑥玄関の外側に音声誘導設備を設置しているか	条 19-2-1-イ	別表第 8
	⑦玄関の戸は自動ドア、又は引き戸を設置しているか	条 19-2-1-ウ	別表第 1 (その他基準)

■ バリアフリー整備基準の解説

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①③ 出入口の有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化経路を構成する出入口(玄関、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用簡易型便房を有する一般便所、エレベーター等)の有効幅は 80cm以上とする。ただし、床面積の合計が 200 m²未満の用途変更をして特別特定建築物とする場合は、出入口の有効幅は 70 cm以上とする。 ●有効幅員は、開放時の有効幅をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。 ●両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。 ●設計にあたっては、戸の開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、戸の寸法などを決定する。 <p>◇電動式車いす使用者やスポーツ用車いす使用者、杖利用者等の利便性やすれ違いを考慮すると、直接地上へ通ずる出入口及び屋外へ通ずる出入口の有効幅員は 120 cm以上とし、それ以外の出入口は90cm以上とする。(エレベーター等、便所及び浴室等に設けるものは80cm以上)</p>	令 18-2-2-イ 条 14-1-2 ただし書き 【表】 標 2.8.1(1) 留意点 誘 2-1 誘 2-2 【図 1、2】

<p>②④ 戸の形式 ◎戸の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に、車いすの待機や方向転換に必要なスペースを確保すること。有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は 150 cm以上、開き戸の場合は建具幅+150 cm以上が原則として必要。 ●水処理やエキスパンションなどの関係から、多少の段差が生じる場合は、車いす使用者の通行に配慮し傾斜路やすりつけ等により段差を解消する。(高低差2cm以下の段差は許容) ●戸の開閉は、手動式より自動式の方がよく、閉動作の難易度からみると、開き戸(内開き)より引き戸の方が使いやすい。※推奨順位 ①自動式引き戸、②手動式引き戸 <p>◇地上へ直接通ずる出入口のうち1以上は、有効幅を 120 cm以上とし、戸を自動的に開閉する構造とする。</p>	<p>令 18-2-2-0 令 18-2-2-0 【図 7】 標 2.3.1(2) 誘 2-2 【図1】</p>
<p>◎自動ドア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者等の通行を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。また、扉の開放時間を十分に考慮する。(速やかに開き、ゆっくり閉まる) ●起動装置は、視覚障がい者、車いす使用者の通行に支障なく作動するよう配慮する。 ●高齢者、障がい者等がドアに挟まれることを防止するため、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全センサーを設置する。 ●主要な経路には、回転戸は設けない。回転戸は基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障がい者や歩行困難者、子どもの通行も危険が伴いやすい。気密性の関係上、やむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を併設し、視覚障がい者を回転戸に誘導しないよう配慮する。 <p>◇車いす使用者の通行を配慮し、引き戸又は引き分け式とする。</p> <p>◇開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しない。</p> <p>◇非常時対応のため、手動式の戸を併設する。</p>	<p>令 18-2-2-0 標 2.3.1(2) ① 標 2.3.1(2) ②留意点 【図2、8】</p>
<p>◎引き戸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者や上肢障がい者等が開閉しやすいよう、手動式の引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ●手動式の引き戸は開閉が容易にできるよう上吊り式とする。やむを得ず通常の引き戸を設置する場合は、車いす使用者の通行を妨げる敷居や溝を設けない。 ●引き戸は原則として室内側に取り付ける。 	<p>令 18-2-2-0 【図 5】 【図 2】</p>
<p>◎開き戸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●やむを得ず開き戸とする場合は、ドアクローザーにより、車いす使用者の出入りに考慮した開閉時間を確保する。 <p>◇車いす使用者の開閉動作等を考慮し、取手側に袖壁を設け、戸の前後には開閉に必要なスペースを確保する。</p> <p>◇原則として内開きとするが、やむを得ず外開き(廊下側への開き)とする場合は、当該戸の開閉により通行者の安全に配慮し、戸幅以上のアルコーブを設ける。</p>	<p>令 18-2-2-0 【図3】 【図 4、5】</p>
<p>◎戸のガラス</p>	<p>◇衝突等の防止のためプライバシー上の問題がある場合を除き、戸の反対側の様子が確認できる窓を設け、窓の高さは車いす使用者や子ども等が容易に確認できる高さ(床上 60 cm程度)とする。</p> <p>◇戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス(合わせガラス又は強化ガラスをいう)を用いる。なお、ガラスの選定には、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針(昭和 61 年建設省住指発第 116 号、117号)」等を参照し、安全性の高いガラスを選択する。</p> <p>◇戸や出入口付近の壁をガラスとする場合には、目の高さに衝突防止シールや横棧や模様、衝突防止手すりを設けるなど、衝突防止策を講じる。</p> <p>◇フットレストを活用してドアを開閉する車いす使用者もいるため、高さ35cm程度までの部分はガラスの使用を避けるか、補強する。</p>	<p>標 2.3.1(2)</p>

項目	解説	参照条文等
◎取手	◇取手は、車いす使用者や子どもにも使いやすい高さ(床から90cm程度)に設ける。 また、手動式引き戸は棒状のもの、開き戸は大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュハンドル式又はパニックバー形式等のものとする。なお、握り玉は、高齢者や障がい者等には使いにくいいため使用を避ける。	【図6】
◎弱視者への配慮	●弱視者の認知のしやすさに配慮し、出入口戸と床面、壁面とは色のコントラストの差を確保する。 ◇戸と取手は色のコントラストの差を確保する。 ◇室名表示は大きめの文字を用いて、背景の色とのコントラスト差を確保する。 (参照:Ⅱ 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集)	条 16-5 標 2.8.1(2) 留意点
◎標識	●建物に入ることなく、車いす使用者用便房及びオストメイト用設備の有無が確認できるように建築物の出入口付近にピクトサイン等の案内表示を設ける。 ●「08 便所(トイレ)」の車いす使用者用便房の⑥標識、オストメイト設備の⑨標識を準用する。 ◇戸の取手側の壁面又は出入口の戸に利用居室の室名等を表示する。 ◇室名表示の設置は、高さ135~150 cm程度とする。 ◇室名表示は、文字・図記号、図やひらがな、点字や文字の浮き彫り等を併記し用いてわかりやすいデザインとする。	条17-5、6 標 2.8.1(4) 【図2】
◎玄関マット	◇玄関マットは、埋め込み式とし端部をしっかり固定する。はけ状のものは、足を取られたり、車いすのキャスターが沈みこむため利用しない。玄関マットは、視覚障がい者用誘導ブロック等との取り合いに注意する。	標 2.3.1(3)
◎溝蓋	◇主要な経路上にある排水溝等の溝のスリット等は、杖先や車いすのキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造とし、濡れても滑りやすい仕上げとする。	標 2.3.1(3)
◎照明	◇夜間の安全な通行に配慮して、照明設備を設置する。	標 2.3.1(3)
◎その他	◇車いす使用者等の利用に配慮した、鍵の設置高さや施錠開錠方法とする。 ◇ドアの前後には、必要に応じて注意喚起用床材を敷設する。	
⑤庇等の設置	●雨天時や降雪時の自動車の乗降に配慮し、建築物の出入口には庇又は屋根を設置する。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。 ・出入口がアーケード等の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合 ・外壁面からポーチ状に奥まって玄関が設置している場合 ・当該出入口の改修がされない増築等の場合で、敷地境界線に接しているとき ・風除室を設ける場合 ◇外部出入口の周辺は、雨掛りなどでぬれる可能性が大きいため、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げや材料を選択する。	条 19-2-1-ア 【図 1】
⑥音声誘導装置の設置義務	●視覚障がい者に配慮し、玄関の外側に音声誘導装置を設置する。	条 19-2-1-イ 【図1、9】
⑦自動ドア等の設置義務	●玄関の戸は自動ドア又は手動式の引き戸とする。 ●自動ドア又は引き戸の構造等については、②④「戸の形式」を準用する。	条 19-2-1-ウ 【図2、8】
案内設備	●案内設備等の高さは立位と車いす使用者の両者が利用できるよう、床から100~110cm程度とする。	

	●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。	
その他 配慮事項	◇床の表面は濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 ◇風除室を設ける場合には、ゆとりあるスペースとして、方向転換しなくてよい計画とする。 ◇玄関ホールには、貸出用の車いすを常備する。 ◇下足場を設ける場合は、椅子を設け、座って履き替えができるようにする。	標 2.3.1(4) 【図1】

表 出入口の幅の比較

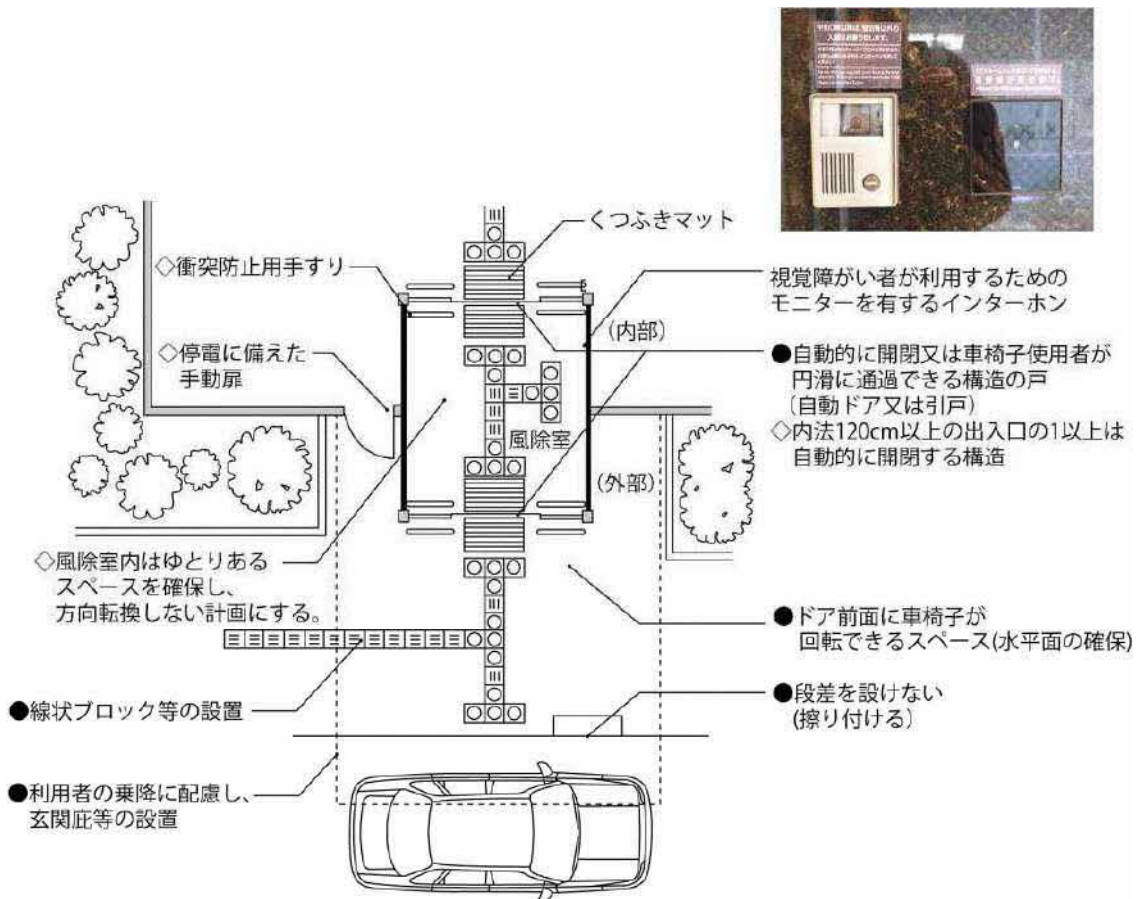
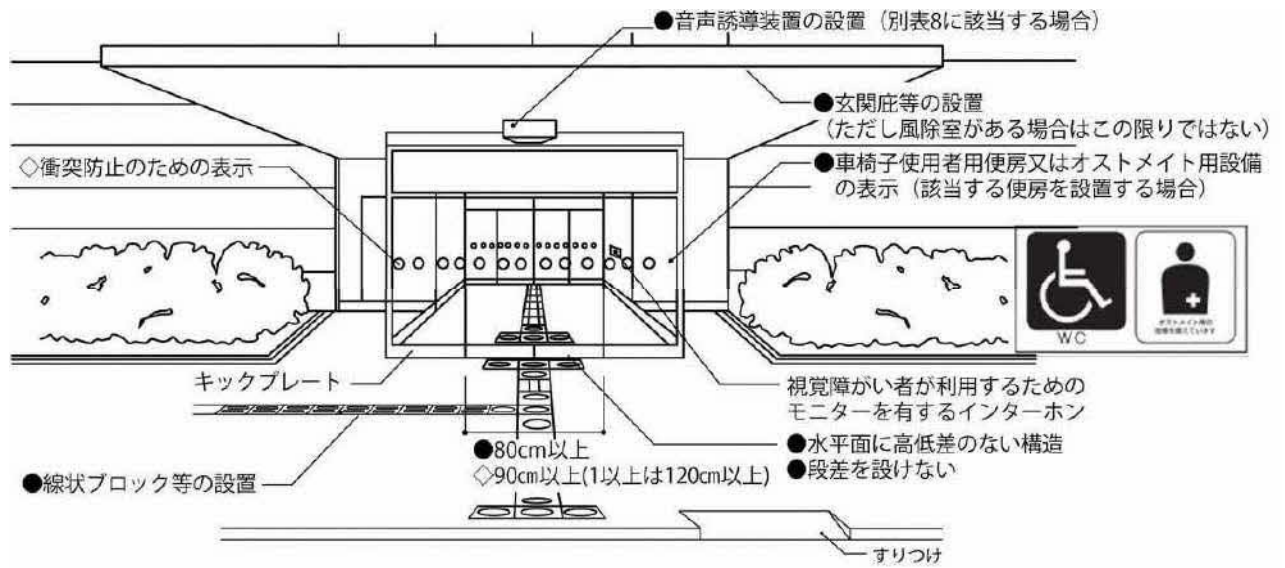
出入口の種類	バリアフリー整備基準	望ましい基準
◆移動等円滑化経路	令 18-2-2-1	誘2-1、2
直接地上へ通ずる主たる出入口(玄関)	80cm以上※1	120 cm以上
利用居室の出入口	80cm以上	90cm以上
車いす使用者用便房又は当該便房のある便所の出入口	80 cm以上	80 cm以上
車いす使用者用簡易型便房の出入口	80cm以上	—
エレベーターのかご及び昇降路の出入口	80cm以上	80cm又は90cm以上
◆準移動等円滑化経路	別表第 10-2-1	—
共同住宅の共用部の出入口(集会場等がない場合※2)	80cm以上	—
共同住宅の各住戸に設ける出入口	80cm以上	—
◆一般基準	施行令及び条例	誘2-1、2
屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路上にないもの)	—	90 cm以上
車いす使用者用客室の出入口	80cm以上(令 15)	80cm以上
浴室等の出入口	80 cm以上(条18の3)	80 cm以上
一般便房の出入口(周囲に手すりのある小便器を設置する場合)	80 cm以上(条 17-1-4)	—

※1 200 m²未満の用途変更の場合は 70 cm以上

※2 共同住宅部分に集会場等の共用部分がある場合は、移動等円滑化経路の出入口の基準を適用

参考図

図1 外部出入口(玄関)の整備例



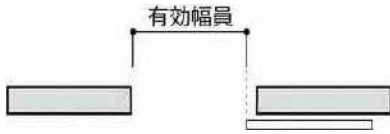
注) 点状ブロック等・線状ブロック等の設置例は40cm角ブロックを使用した場合。以下同じ。

■ 参考図

図2 出入口の幅の取り方及び有効幅員

【自動扉の場合】

<片引き戸の場合>



<引き分け戸の場合>



【手動扉の場合】

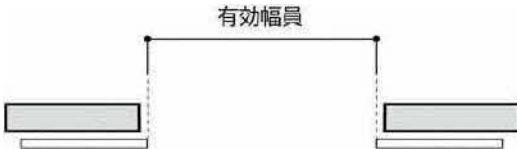
<片引き戸の場合>



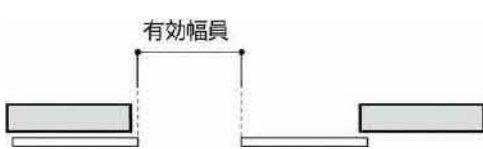
<引き違い戸の場合>



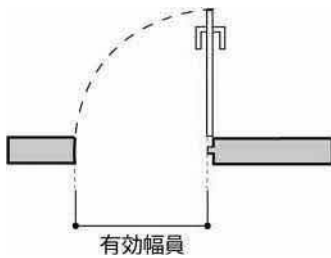
<引き分け戸の場合>



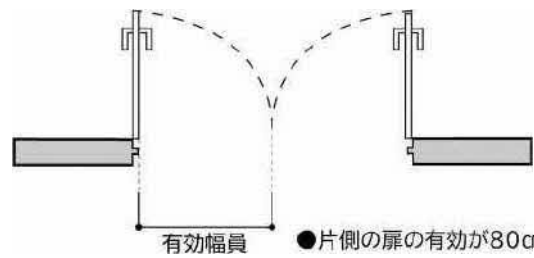
<引き分け戸(自動的に閉まる構造の扉)の場合>



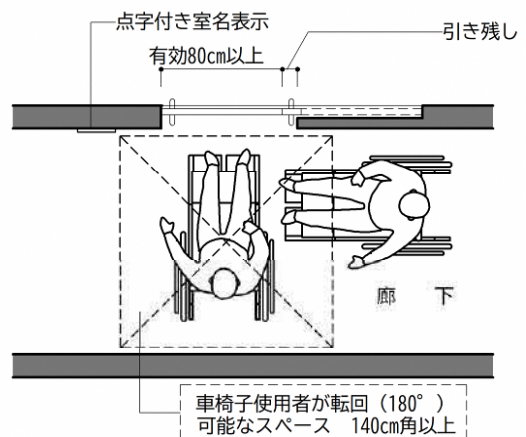
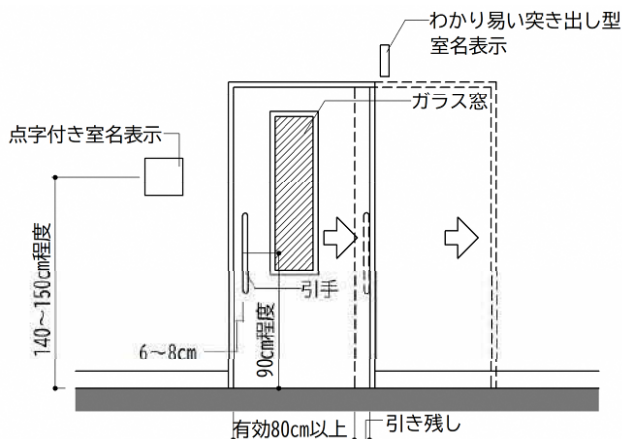
<片開き戸の場合>



<両開き戸の場合>



<手動式引き戸の場合>



(2以上の出入口がある場合には1以上の出入口は有効90cm以上とすることが望ましい)

車椅子使用者が転回(180°)可能なスペース 140cm角以上

■ 参考図

<出入口の有効幅員>

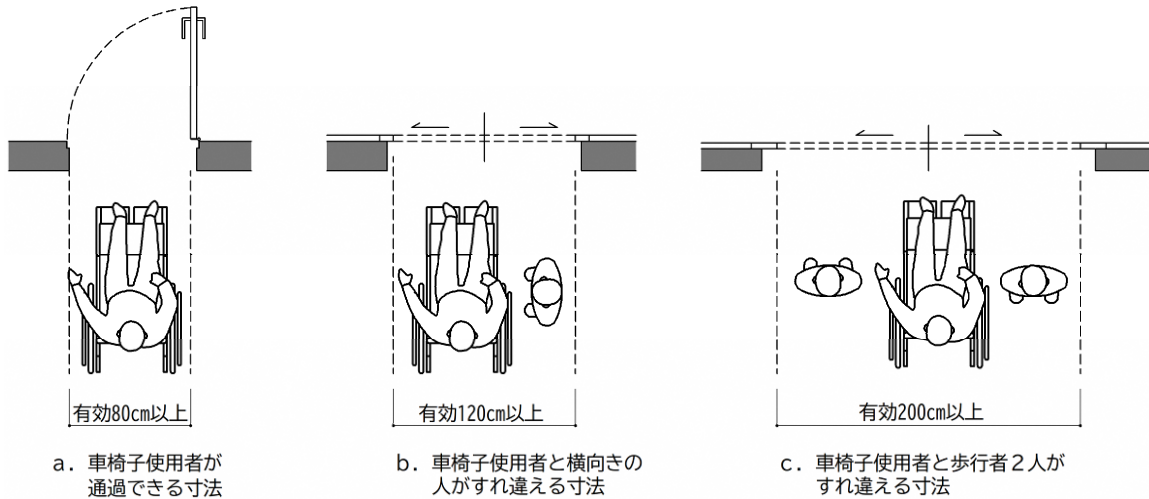
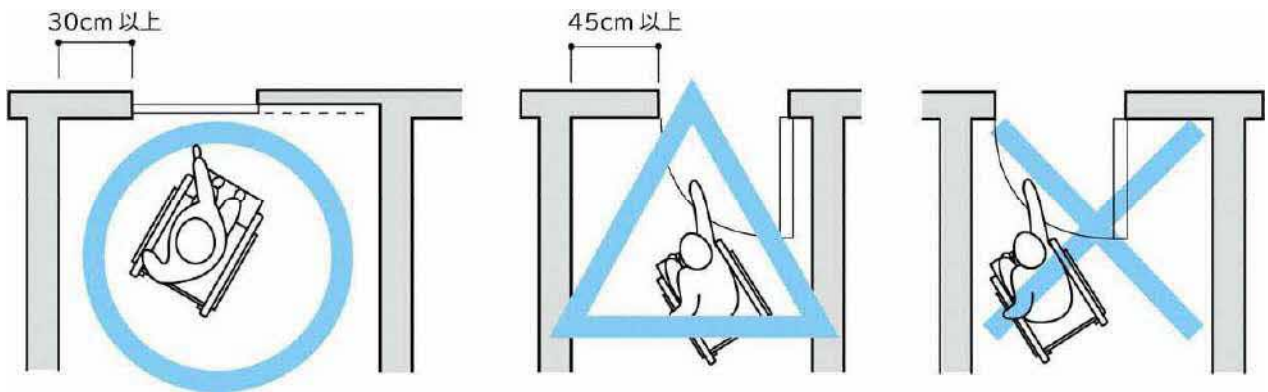


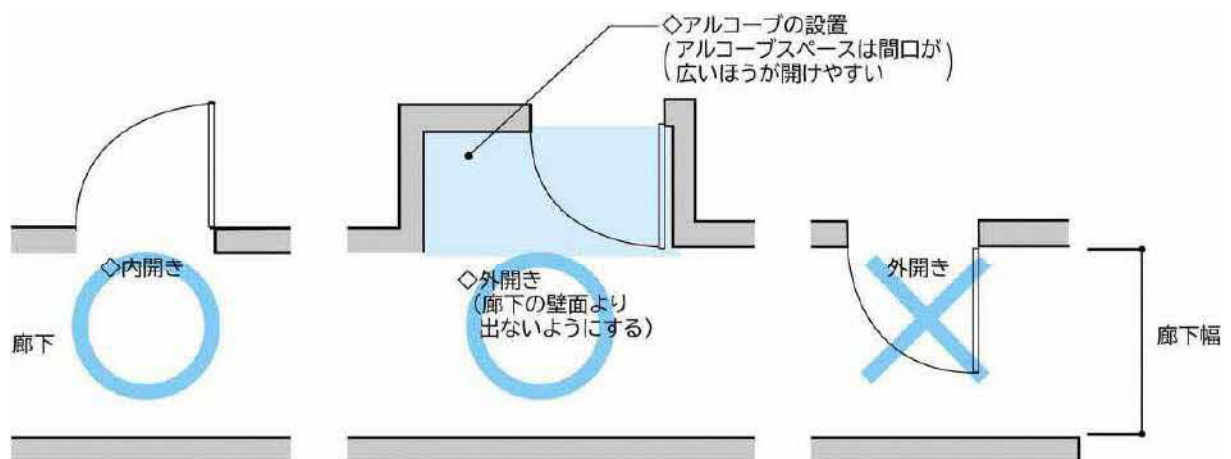
図3 車いす使用者のためのスペース確保



※袖壁は、引き戸の場合は 30 cm 以上、開き戸の場合は 45 cm 以上を確保すると、車いす使用者が戸を開閉しやすい。

また、必要となる素手壁と開閉スペースは、戸の形式、取手の形状、周囲の状況等によって異なるため、設計にあたっては、それらを考慮したうえで、袖壁と開閉スペースを確保。

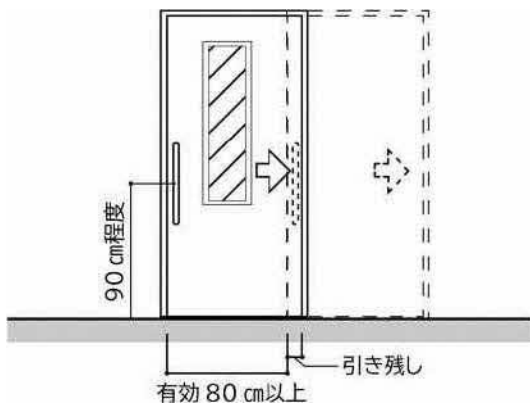
図4 開き戸への配慮



■ 参考図

図 5 出入口の例

<引き戸の場合>



<開き戸の場合>

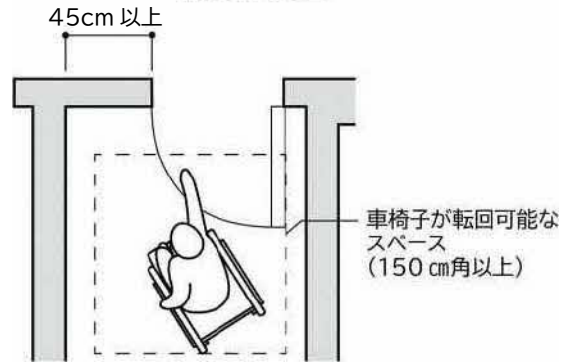
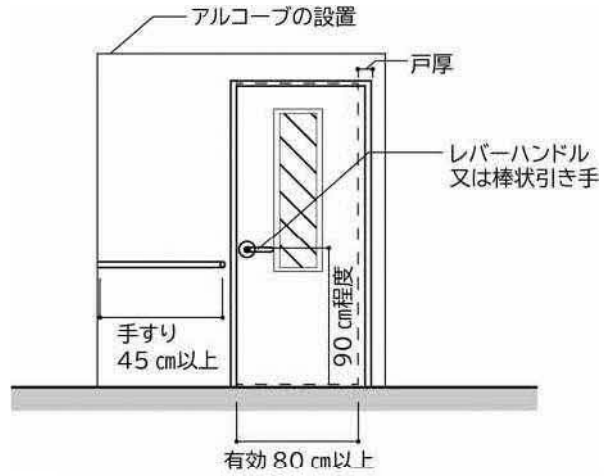


図 6 取っ手の形式

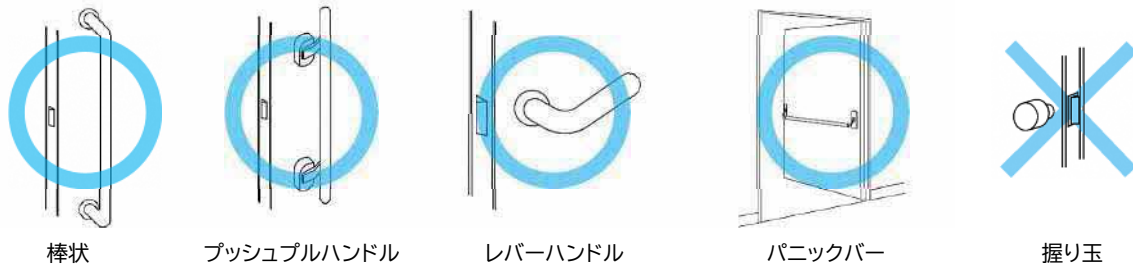


図 7 擦り付けの例

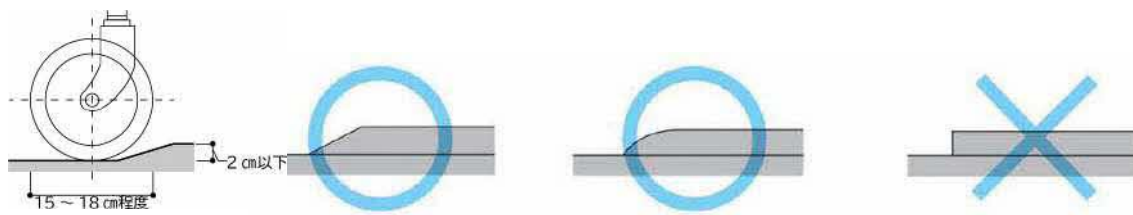
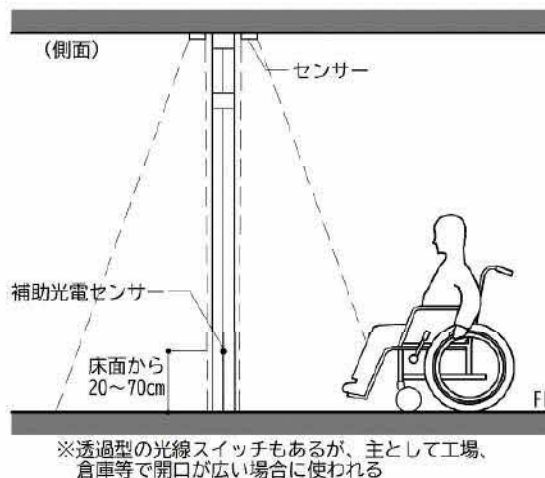
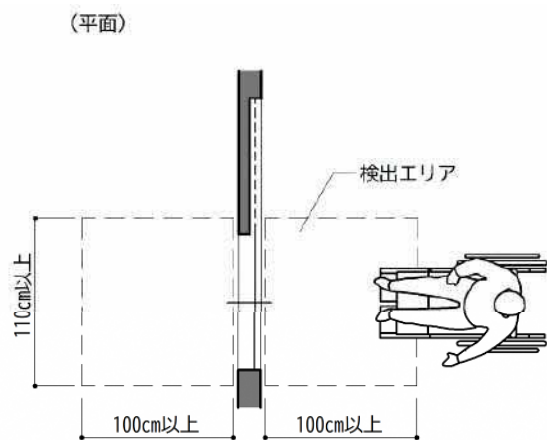
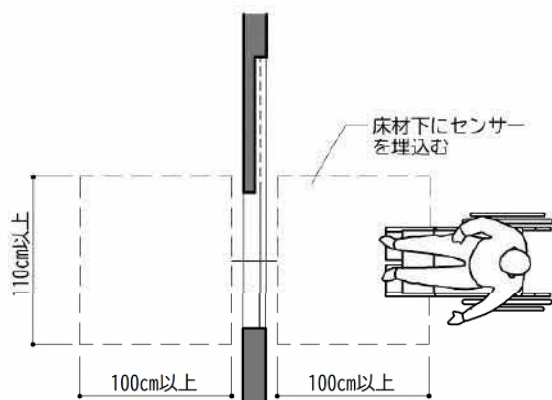


図 8 自動開閉装置の感知方式の例

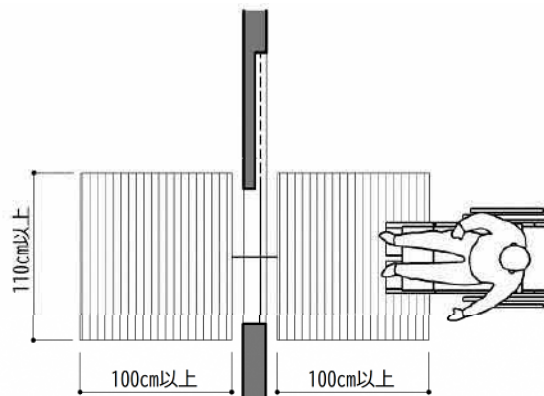
<光線式反射スイッチ>



<床埋込式センサー>



<マットスイッチ>



<押しボタンスイッチ>

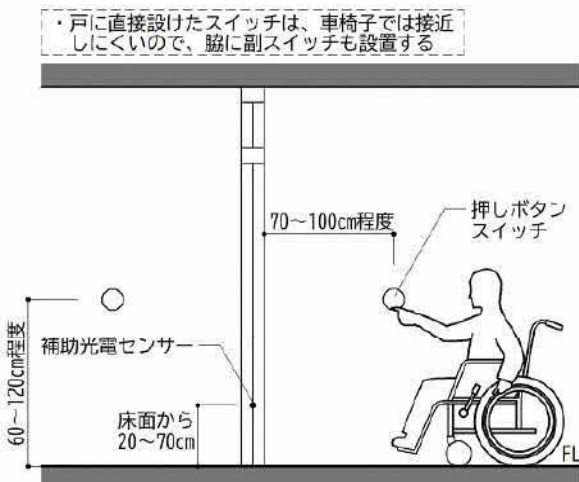


図 9 音声誘導装置

音声誘導装置(電波方式)は、視覚障がい者の円滑な移動を補助するために有効な装置であり、公共施設の玄関などから施設名称を音声で流すことによって、その位置を案内するものである。

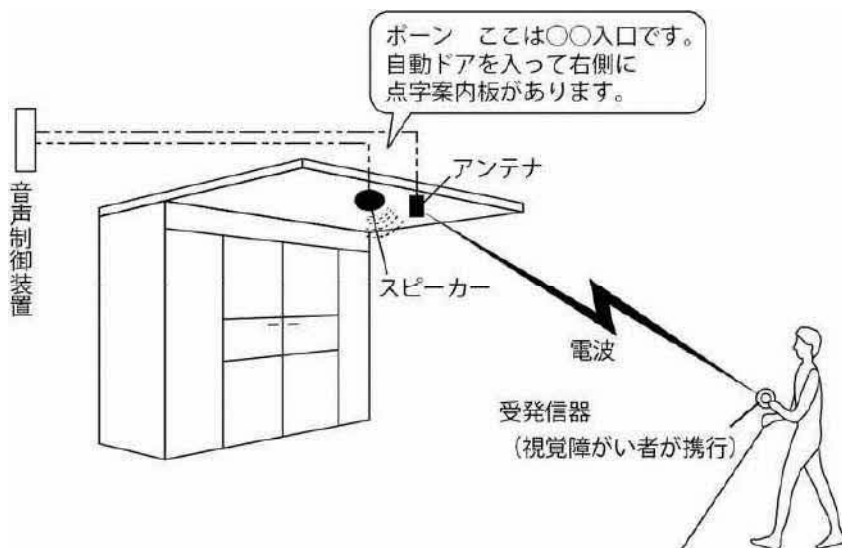
なお、音声は常時流されている訳ではなく、建築物等に設置された装置側から発信される電波の受信範囲に、専用の受発信機を持つ視覚障がい者が入ると、受発信機が反応し、音声による情報を得られるシステムである。

設置場所としては、玄関、受付、便所、エレベーター、主な出入口等への設置が望まれる。

その他事例は建築設計標準2.14(3)音声等による誘導設備を参照する。

【利用の仕方】

- ①受信範囲に入ると受発信機が反応し、音声案内を受けられることを知らせる。
- ②情報が必要であれば、視覚障がい者が受発信機のスイッチを押すと電波が送信され、具体的な音声案内が放送される仕組みとなっている。



■ 基本的な考え方

建築物の廊下等は、高齢者等を含む誰もが安全かつ円滑に通行でき、容易に目的の場所まで到達できる必要があります。

そのため、車いすが容易に方向転換できる幅や車いす使用者とその他利用者がすれ違いができる幅を確保するほか、視覚障がい者に注意や誘導方向を伝える点状ブロック等の設置に配慮しなければなりません。

■ バリアフリー整備基準

内容		関連条項	対象規模
一般基準	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	令 11-1	別表第 1 (その他基準)
	②床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)※国告示の緩和あり	令 11-1-2 国告1497緩和	
	③床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の下端に近接する部分)※県告示の緩和あり	条 16-1 県告示緩和	
	④必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度差等で識別しやすいか	条 16-5	
移動等円滑化経路	◎令 11 条の規定を全て満たすこと(ただし、200 m ² 用途変更の場合は除く)	令 18-2-3 ※条 14-1-2 ただし書き	別表第 1 (その他基準)
	①幅 120 cm 以上であるか(ただし、200 m ² 用途変更の場合は除く)	令 18-2-3-イ※	
	②区間 50m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか(ただし、200 m ² 用途変更の場合は除く)	令 18-2-3-ロ※	
	③末端付近は車いすの回転に支障のない構造となっているか(ただし、200 m ² 用途変更の場合は除く)	条 19-2-2-7※	
	④戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか(ただし、200 m ² 用途変更の場合は除く)	令 18-2-3-ハ※	
	⑤授乳・おむつ替え場所を設置し、当該場所の出入口に表示しているか	条 19-2-2-イ	別表第 9
	⑥次の建築物(床面積の合計が 1,000 m ² 以上)を建築する場合、乳幼児を預かることのできる部屋(託児所、キッズルーム等)を設置し、当該部屋の出入口に表示しているか ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、公共体育館等、ボーリング場、遊技場	条 19-2-2-ウ	条 19-2-2-ウ
⑦次の建築物(床面積の合計が 5,000 m ² 以上)を建築する場合、廊下等に高齢者、障害者等の休憩場所を設け、休憩のための椅子、家具等を設置しているか ・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、物販店、ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る)、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署、公共体育館等、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、ターミナル	条 19-2-2-イ	条 19-2-2-イ	

※ 条例第 14 条第 1 項第 2 号のただし書きにより、床面積の合計 200 m²未満の用途変更は適用除外

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①床面	<ul style="list-style-type: none"> ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ※「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置をもとめている。(「24 滑りにくい床材」を準用する。) ●床面に絨毯やカーペットなどを使用する場合は、毛足の長いものや車いす車輪が沈み込まないものなどの車いすの操作に支障がないものとする。 	令 11-1
②③ 点状ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ●点状ブロック等は視覚障がい者に階段及び傾斜路の位置を知らせることを目的とし、床面との色のコントラストの差により容易に識別できるものとする。 ●階段及び傾斜路の上端・下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 ●ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路の勾配が 1/20 を超えない場合 ・傾斜路の高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない場合 ・自動車の駐車場である場合 <p>◇点状ブロック等の色は、弱視者が識別しやすい、黄色を原則とする。</p> <p>◇床の色が白や薄いグレーの場合は、黄色の点状ブロックを敷設すると、弱視者が識別しにくいいため、当該色を組み合わせるときは、縁取りや輝度比を確保して、認識できるようにする。</p>	令 11-1-2(上端) 国告 1497 条 16-1(下端) 県告 219 JIS T 9251 標 2.14H(2)①
④ 弱視者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保する。 ●廊下等、階段及び傾斜路の床面、壁面及び出入口戸は、その存在を認識しやすいよう、色のコントラストの差を大きくする。 なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくすることでもよい。(参照：Ⅱ 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集) <p>◇必要に応じて、足元灯を設置する。</p>	条 16-5 標 2.4.1(4) ④
その他 ◎壁面	<p>◇車いす使用者の利用が多い用途の建築物にはキックプレートを設ける。</p> <p>◇ガラスについては「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の◎戸のガラスを準用する。</p>	

03

廊下等

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
① 有効幅及び 動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ●床面には段差を設けない。 ●有効幅は、幅 120 cm以上とする(人が横向きになれば車いす使用者とすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅)。また、廊下に手すりを設ける場合は、その内側で有効幅を計測する。 <p>◇車いす使用者同士がすれ違える幅 180 cm以上を確保する。</p> <p>◇動線計画は、廊下に植木鉢、自動販売機、消火器などの設置場所をあらかじめ計画し、わかりやすく、通行しやすい連続動線とする。</p> <p>◇廊下の角や交差部分は、衝突の危険防止を図るため、できるだけ大きな隅切り又は面取りを施して見通しを良くする。(コーナーミラーの設置も可)</p> <p>◇通行の妨げにならないように壁面や床面に突出物は設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行に支障とならないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>◇廊下側に向かって開く戸を設ける場合は、戸幅以上のアルコーブを設ける。</p>	令 18-2-1 令 18-2-3-1 【図 1】 誘 3-1-1 標 2.4.1(1) 【図 2、4】

項目	解説	参照条文等
②③ 車いすの転回	●50m以内ごと及び末端付近に車いすの転回に支障がない場所(140 cm角以上)を設ける。	令18-2-3-0 条19-2-2-7 【図5】
④ 戸の形式	●「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の②④戸の形式を準用する。	
⑤⑥ 子育て支援 施設	●「18 子育て支援環境の整備」の一般基準の解説を準用する。 ●「13 標識」の移動等円滑化経路の基準の解説を準用する。	【図9、10】
⑦休憩施設	●一度に長い距離を歩行するのが困難な高齢者や障がい者等の負担を軽減するため、廊下には休憩スペースや設備(椅子やベンチ等)を設ける。また、椅子等が通行の妨げにならないよう注意すること。	条19-2-2-I 標2.4.1(3)② 【図6】
その他 ◎手すり	◇手すりは両側に設ける。有効幅は手すりの内側で計測する。 ◇手すりは、床上75～85 cmの高さ(子ども用60～65 cm)で両側に設置し、柱型等の突出部があるときは、それに沿って設ける等、できるだけ連続性を確保する。 ◇出入口付近の手すりには、手すりの端部・曲がり部分、利用居室の出入口付近等へ、現在位置及び誘導情報の点字・文字表示を行う。 ●「23 手すり」の参考とするべき項目の解説を準用する。	標2.14A (1)(2) 【図3、7】
◎誘導案内	◇主要な居室、便所、エレベータ、階段等には視覚障がい者用誘導ブロック等、音声誘導装置などにより案内・誘導をする。 ◇廊下等の曲がり角ごとのわかりやすい位置に、誘導用の表示板を設ける。 ◇利用居室の室名表示は、「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の解説「◎標識」を準用する。 ◇客室の室名表示は「10 宿泊施設の客室」の一般基準の解説「◎室名表示」を準用する。 ◇表示板は「14 案内設備」の移動等円滑化経路の基準の解説を準用する。	標2.4.1(3) 標2.4.1(5)
◎防火戸	◇防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、わかりやすい配置にし、車いす使用者等の通行が可能な構造とする。	標2.13.1

参考図

図1 廊下の内法

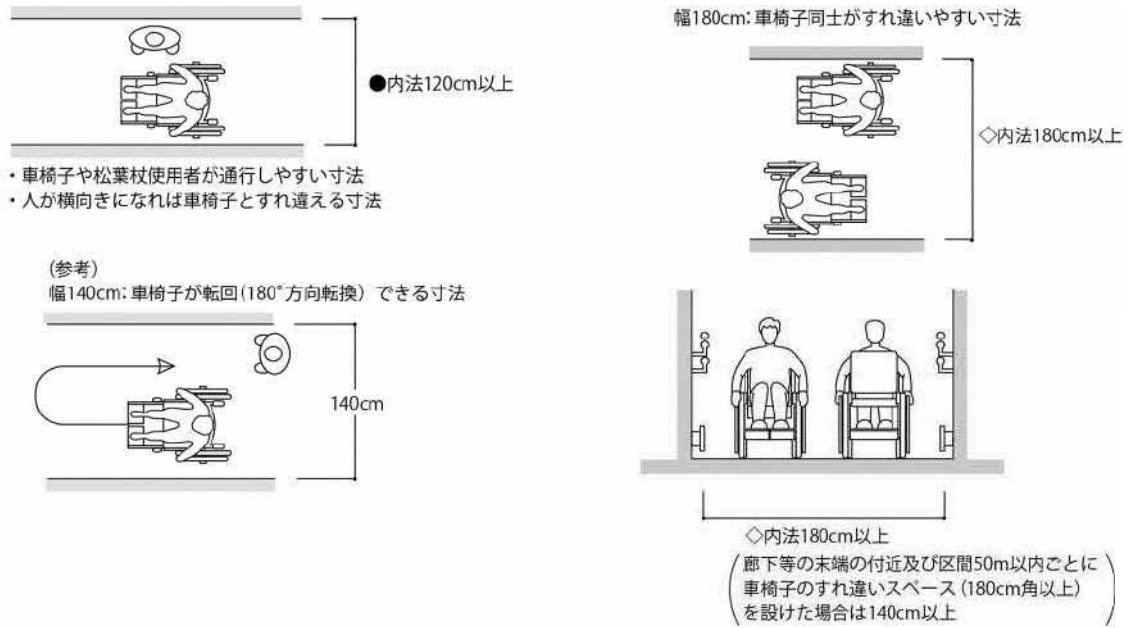


図2 廊下の整備例

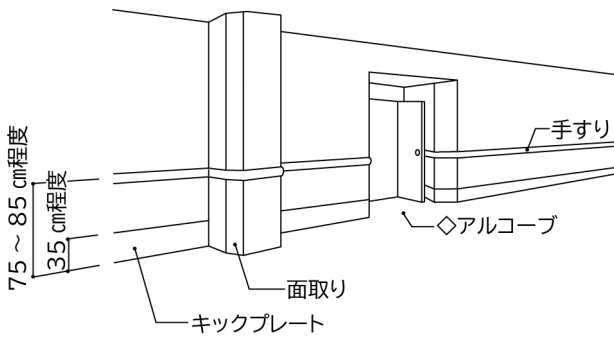


図3 廊下幅の有効と手すりの整備例

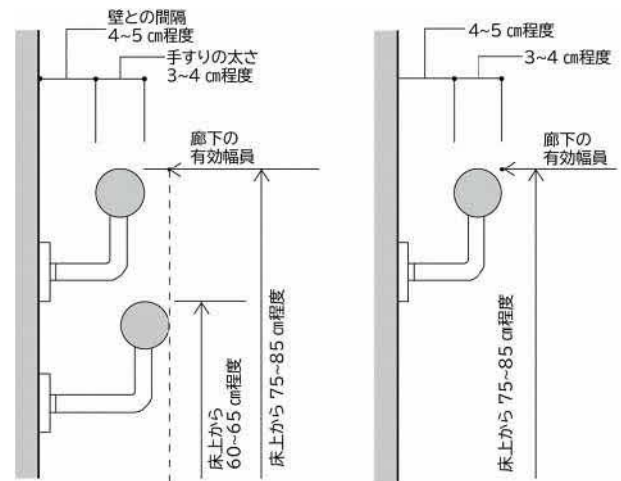
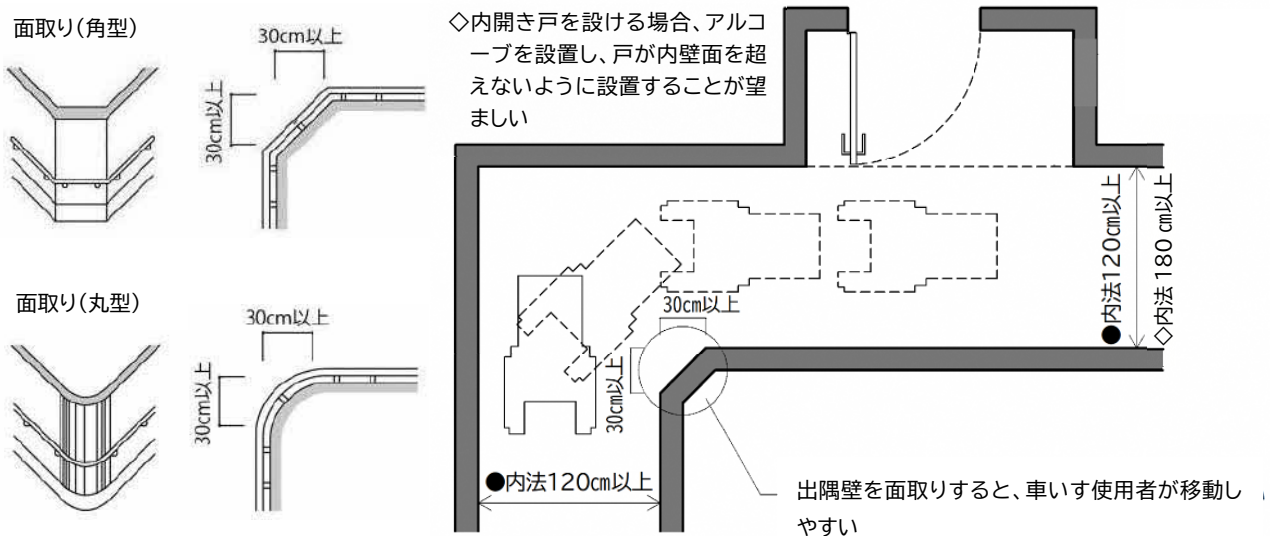


図4 廊下の面取りの例



■ 参考図

図 5 車いす転回スペースの設置例

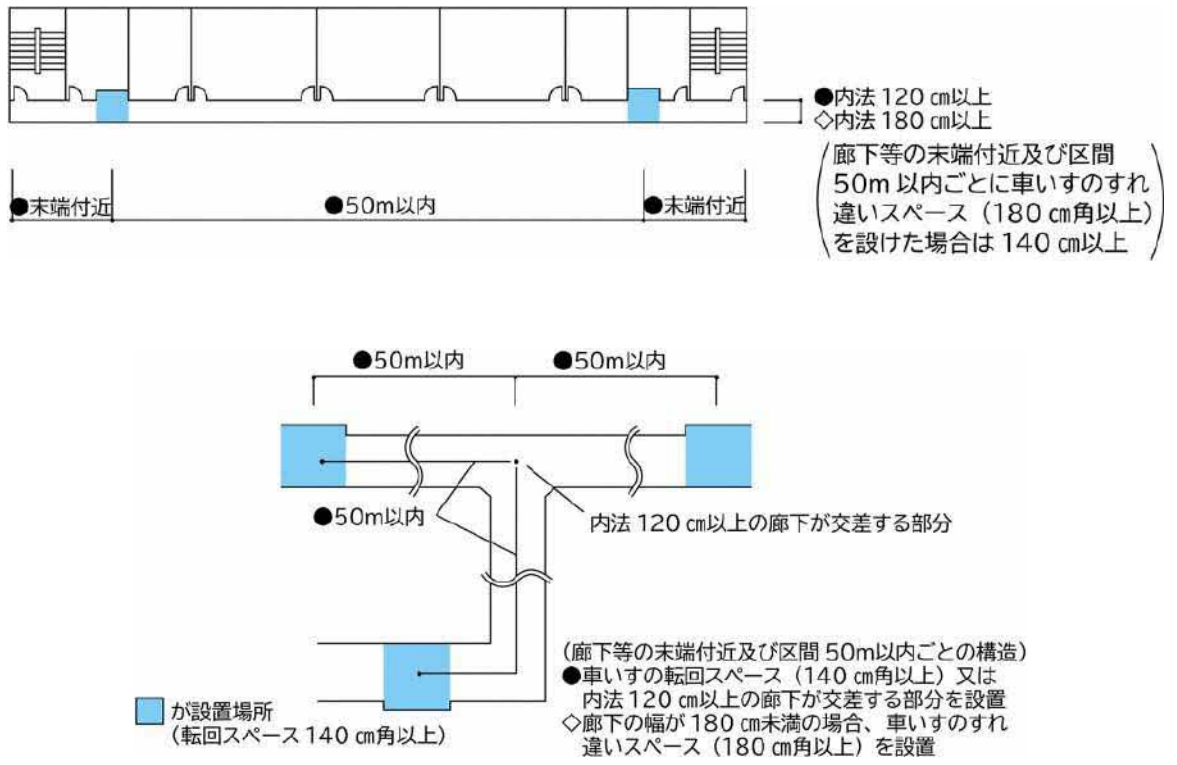
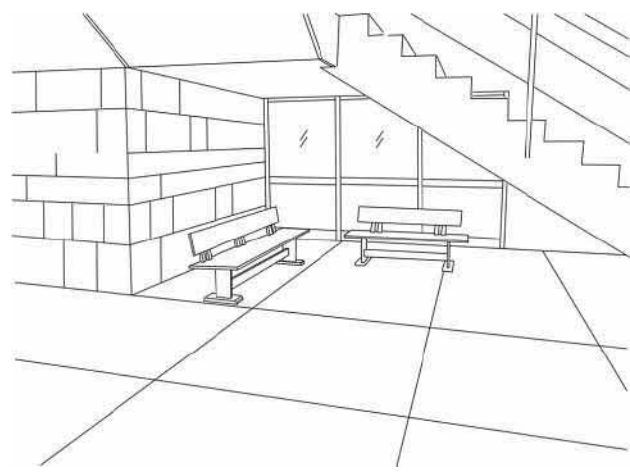


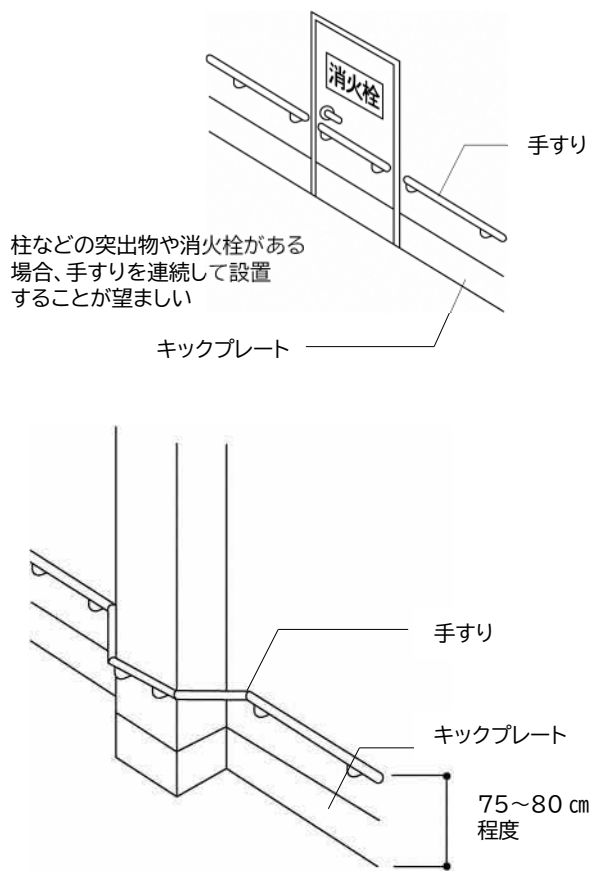
図 6 休憩スペースの例



ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないように配慮

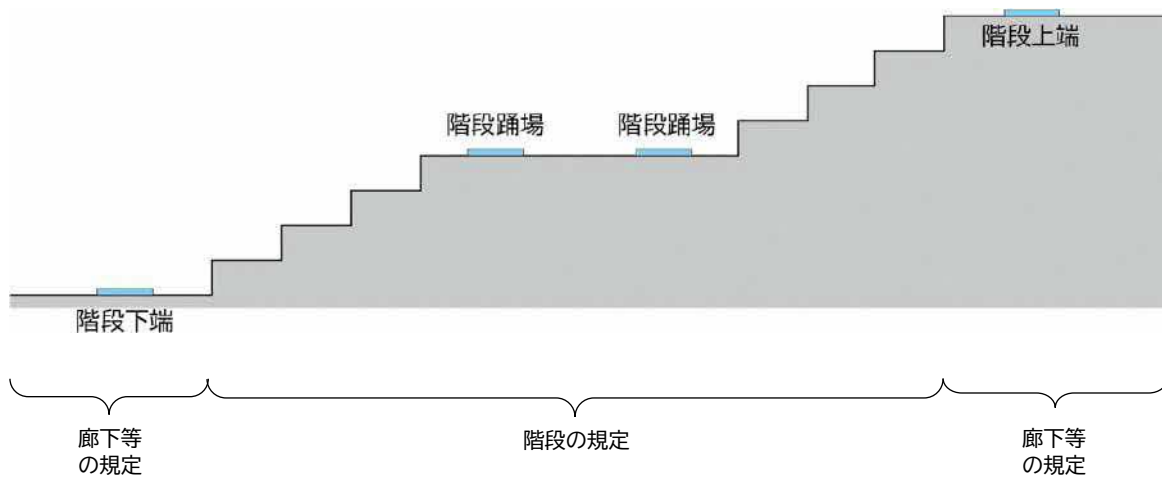


図 7 手すりの設置例



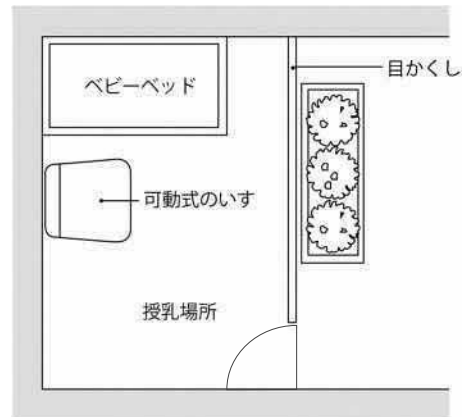
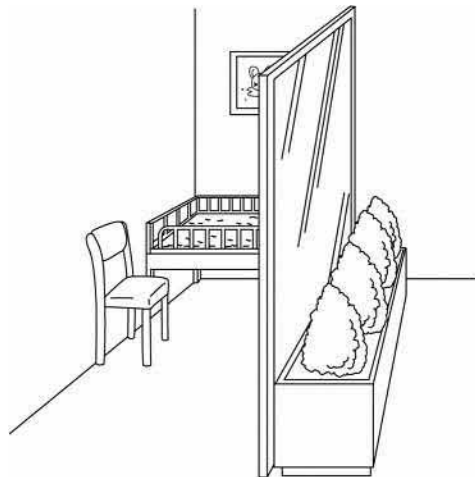
■ 参考図

図 8 点状ブロック等の敷設位置図



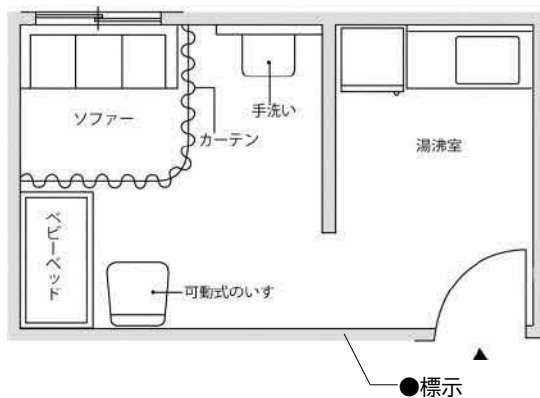
03
廊下等

図 9 授乳場所の配置例



廊下のつきあたりなど施設の状況に応じて設置場所を検討する

図 10 授乳室の例



- 出入口付近の壁に授乳やおむつ交換できる場所であることを標示。



- 受付窓口等に湯せんのお湯を提供する旨を標示。

離乳食の湯せん等のためにお湯を希望される方は、窓口にお申し出ください。

■ 基本的な考え方

建築物の階段は、高齢者等にとって大きな負担となるとともに、転落や転倒事故の危険性が高いため、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要があります。

そのため、手すりの設置や踏面とその周辺を識別するための明度等の差に配慮しなければなりません。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一般基準	①両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	令 12-1-1 条 16-4	別表第 1 (その他基準)
	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	令 12-1-2	
	③必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度差等で識別しやすいか	条 16-5	
	④踏面端部(段鼻)とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	令 12-1-3	
	⑤段はつまづきにくいものか	令 12-1-4	
	⑥点状ブロック等(周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。以下同じ。)を敷設しているか(段部分の上端に近接する踊場の部分)※緩和あり	令 12-1-5 ※国告 1497	
	⑦点状ブロック等を敷設しているか(段部分の下端に近接する踊場の部分)※緩和あり	条 16-2 ※県告	
	⑧主たる階段が回り階段以外か (ただし、回り階段以外の階段を設けられない場合を除く)	令 12-1-6	

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①手すり	<p>●手すりは、片側まひの方の利用に考慮し、階段の両側に連続して設ける。</p> <p>●手すりの断面は、円形又は楕円形とし、壁面から4～5cm程度(手すりと壁との間に手が滑りこまないで、かつ、手すりを掴みやすい寸法)の空きを確保する。</p> <p>◇階段から連続して踊場にも手すりを設ける。</p> <p>◇手すりの下端端部は歩き始めの安定確保等のため、45 cm以上の水平部を設ける。また、廊下の手すりと接続させる。</p> <p>◇手すりの始点・終点には、階数などを表示した点字プレートを、水平部分には現在地及び上下階の情報等を点字・文字で表示する。</p> <p>◇手すりは利用者が使いやすいよう、必要に応じて2段とする。取り付け高さは 1 本の場合は 75～85 cm、子どもや高齢者の利用が多い施設では、2 本目を 60～65 cm程度とする。</p> <p>◇広幅の階段にあっては、中央にも手すりを設置する。</p> <p>◇手すり子の形式の場合は、子どもの落下防止対策を考慮し、手すり子のピッチを11 cm以下とする。</p> <p>◇「23 手すり」の参考とするべき項目の解説を準用する。</p>	<p>令 12-1-1 条 16-4</p> <p>【図 1、2、6】</p>

②床面	<ul style="list-style-type: none"> ●踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。特に表面が濡れる恐れがある部分は、仕上げに配慮する。 ●「24 滑りにくい床材」の参考とするべき項目の解説を準用する。 	令 12-1-2
③ 弱視者への 配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保する。 ●廊下等、階段及び傾斜路の床面、壁面及び出入口戸は、その存在を認識しやすいよう、色のコントラストの差を大きくする。 なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくする。 ●踏面と段鼻(滑り止め)は、色のコントラストの差を大きくする等により、段を識別しやすいものとする。(参照: II 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集) <p>◇必要に応じて足元灯や非常用照明装置などを設置し、むらのない照度を確保する。</p>	条 16-5 令 12-1-3 【図 1、2、6】
④⑤形状	<ul style="list-style-type: none"> ●蹴込み板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設け、蹴込みは2cm以下とする。 ●段鼻を突き出すとつま先が引っ掛かりやすいので、突き出しは設けない。 <p>◇階段は、杖の転落を防止するために両側を側壁とするか、立ち上がり(5cm以上)を設ける。</p> <p>◇階段の段鼻には、滑り止めを設ける。しかし、金属製のものには杖が滑るため、踏み面及び蹴込み板と揃えてつまずきにくい構造とする。</p> <p>◇杖使用者の利用に配慮し、階段及び踊り場の有効幅は 140 cm以上とする。</p> <p>◇連続する階段の中では、蹴上げ、踏面の寸法を変更しない。</p> <p>◇蹴上げは 16 cm以下、踏面は30cm以上とする。</p> <p>◇折り返し階段とし、階段の上端・下端の水平スペースは十分な空間を設ける。</p> <p>◇屋外階段は、排水について十分に配慮する。</p>	【図 5】 令 12-1-4 標 2.5.1(1) ②留意点 誘 4-1-1 【図 1、2】 誘 4-1-2、3
⑥⑦ 点状ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ●点状ブロック等(周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。以下同じ。)により、視覚障がい者に階段及び傾斜路の位置を知らせる。 ●段がある部分の上端・下端に近接する踊り場には点状ブロック等を敷設する。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ・段差のある部分と連続して手すりを設ける場合 ・自動車の駐車場に設置する場合 ●点状ブロック等は、段鼻の直前に敷設すると踏み外す危険があるため、階段手前 30 cm程度の位置に敷設する。 <p>◇点状ブロック等は、視覚障がい者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅いっぱいに敷設する。</p> <p>◇点状ブロック等の色は、弱視者が識別しやすい、黄色を原則とする。</p> <p>◇点状ブロック等を黄色に選択した場合でも、床の色が白や薄いグレーの場合弱視者が識別しにくいいため、色が際立つよう縁取りを設ける等配慮する。</p>	令 12-1-5 令 11-1-2 条 16-2 【図 4】 標 2.5.1(3) ② 【図 1、2】
⑧回り階段	<ul style="list-style-type: none"> ●回り階段は、高齢者等がバランスを崩しやすく、視覚障がい者の方が方向を見失いやすく危険が生じやすいため、主たる階段は、回り階段としない。 <p>ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	令 12-1-6 【図3】
その他留意点	<p>◇階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障がい者等がぶつかる危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置する。</p> <p>◇外壁に面する階段においては、自然光が入る小窓等を設け採光に配慮する。</p> <p>◇床面や壁面に大きめの算用数字で階数番号を表示する。</p> <p>◇避難階段等には車いす使用者の一時避難スペースを確保する。(「25 非常警報設備」を準用する。)</p> <p>◇折り返し階段の屈曲部には、聴覚障がい者等が安全にできるよう、衝突を回避するための鏡を設ける。</p>	【図 7】

参考図

図1 階段の寸法

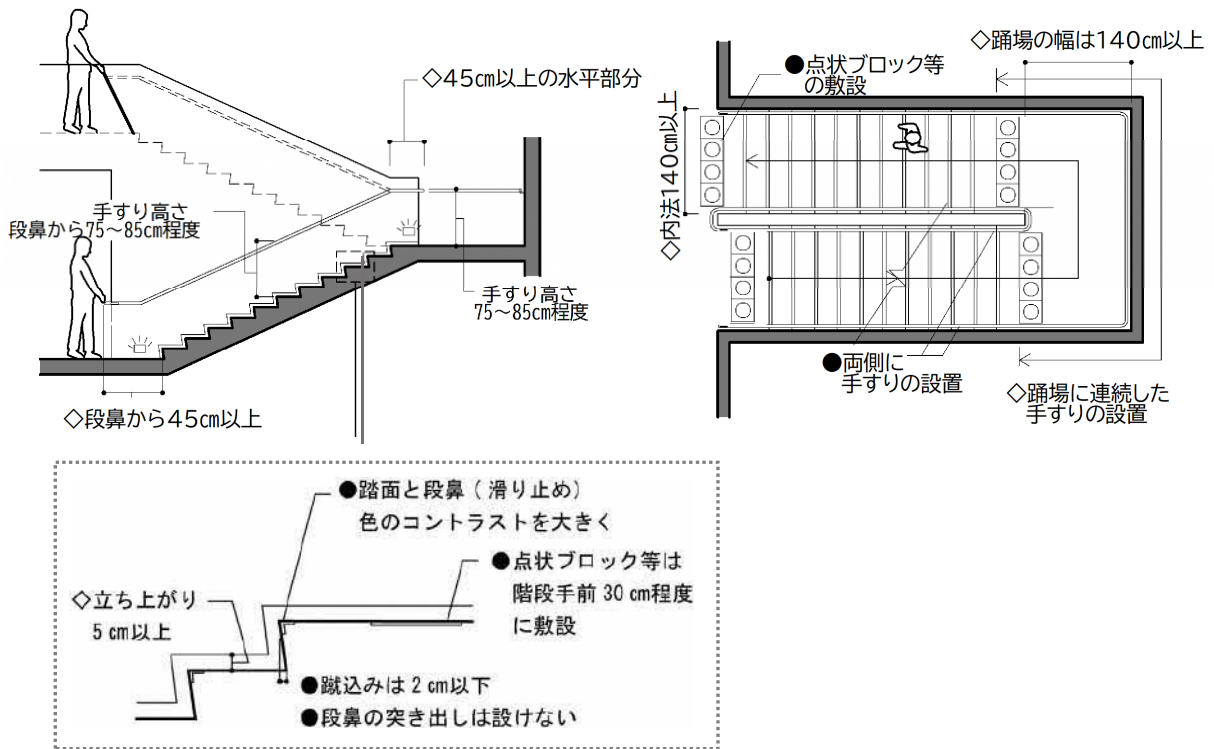
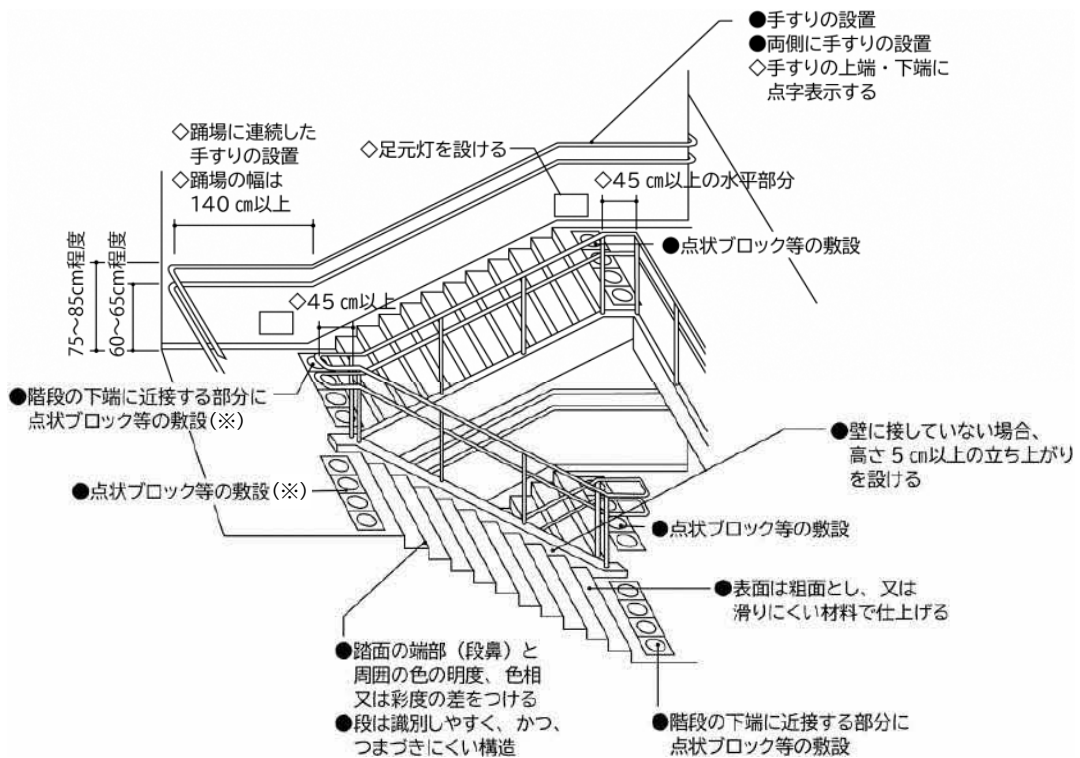


図2 階段の整備例

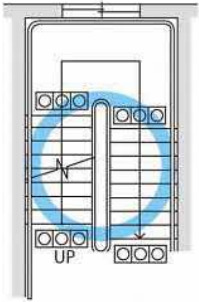


※注：踊り場の点状ブロック等の敷設については、図のように段差のある部分と連続して手すりを設ける場合は、国土交通省告示第1497号の規定により緩和することが可能です。

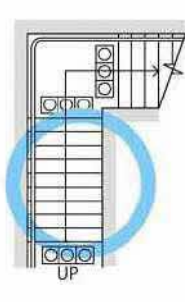
参考図

図3 階段の形式

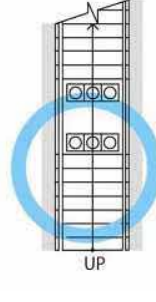
折返し階段



かね折れ階段



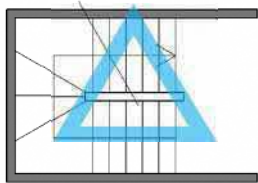
直階段(踊場あり)



◇直階段は、万一転落した場合に備え、踊場(140 cm)を大きめに確保することが望ましい

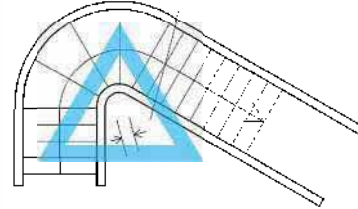
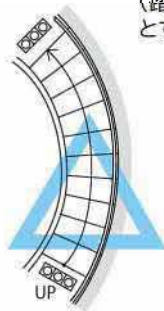
回り階段

(小規模な2階建てや構造上困難な場合等に限る)

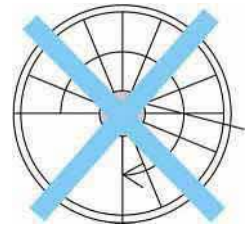


回り階段

(踏面の最小寸法を30 cm以上とする場合に限る)



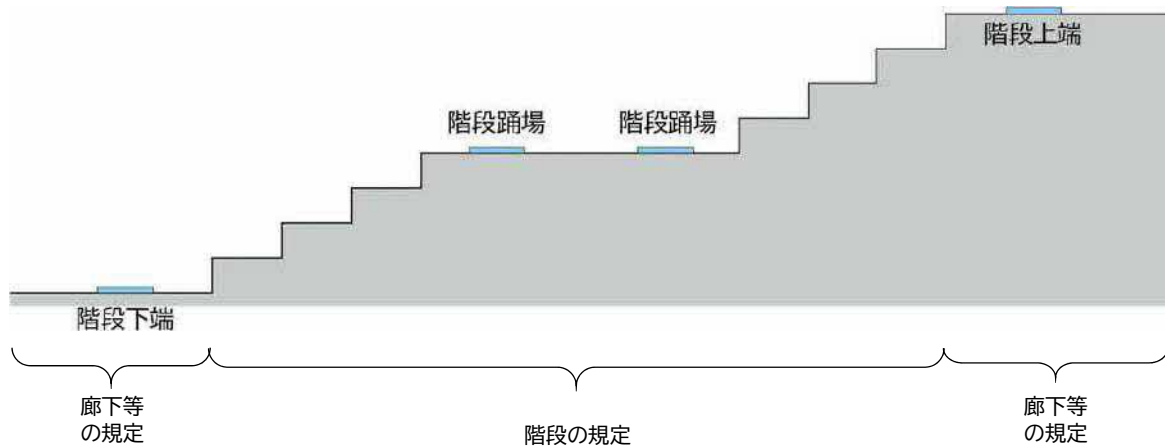
らせん階段



●主たる階段は回り階段としない

(ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合、この限りではない)

図4 点状ブロック等の敷設位置図



参考図

図5 蹴上げ、踏面の形状(つまずきにくい構造の例)

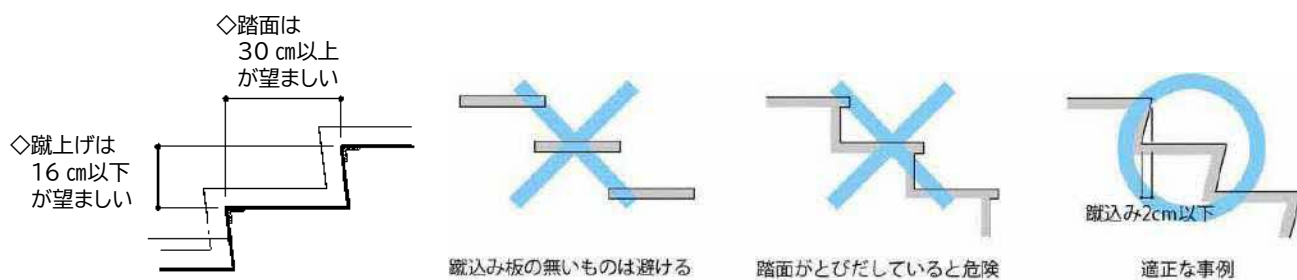
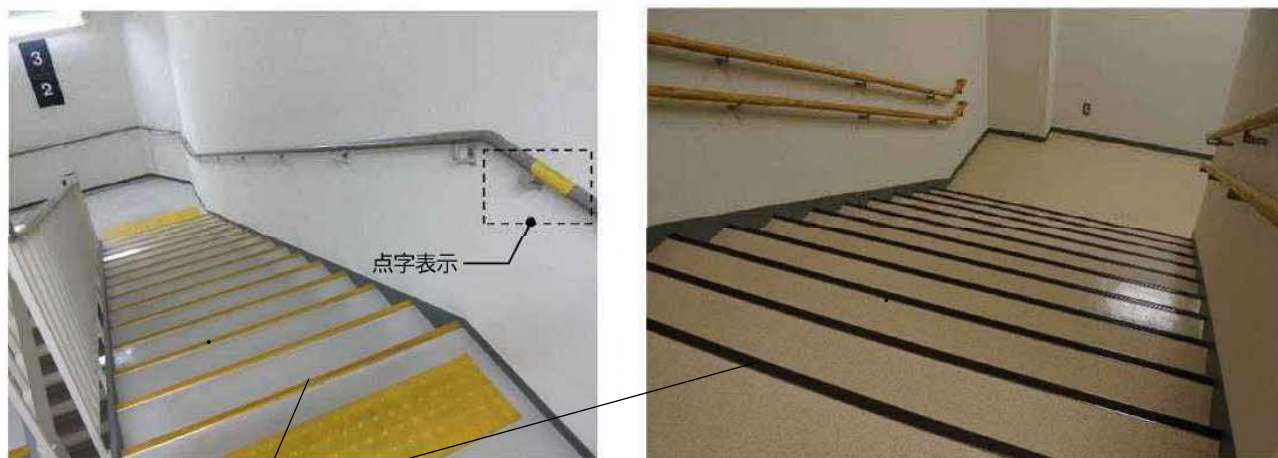
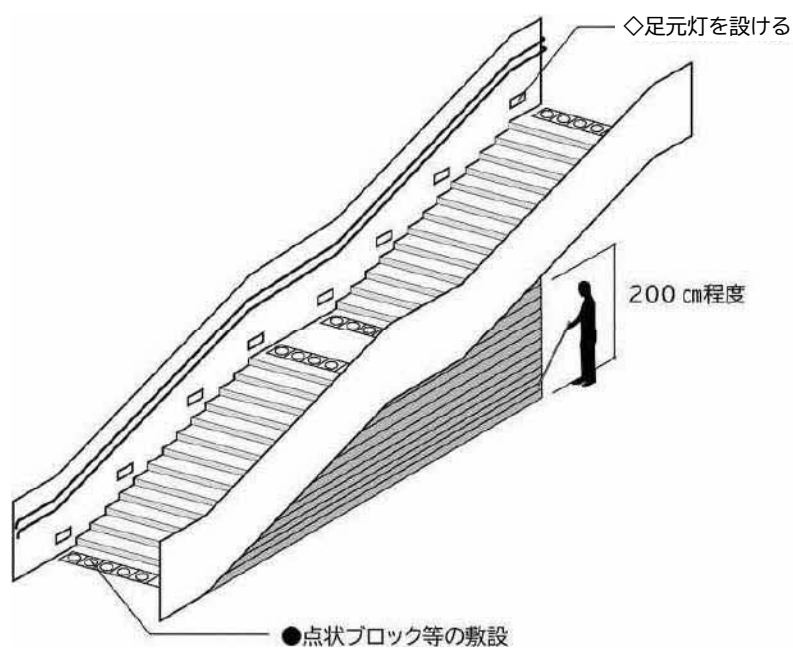


図6 階段の識別性の確保



- 踏面と段鼻(滑り止め)は、色のコントラストの差を大きくする等により、段を識別しやすいものとする。

図7 階段下の視覚障がい者の安全確保



05

階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

■ 基本的な考え方

建築物の傾斜路等は、高齢者、車いす使用者等が、高低差のある部分を自力で安全かつ円滑に通行できるようにする必要があります。

そのため、適切な勾配や踊り場の設置、利用者がすれ違うことのできる幅などに配慮しなければなりません。

■ バリアフリー整備基準

内容		関連条項	対象規模
一般基準	①手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	令13-1-1	別表第1 (その他基準)
	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか	令13-1-2	
	③必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度差等で識別しやすいか	条16-5	
	④前後の廊下等とは色の明度差等で識別しやすいか	令13-1-3	
	⑤床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)	令13-1-4	
	⑥床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか(傾斜部分の下端に近接する踊場の部分)	条16-3	
移動等円滑化経路	◎令第13条、条例16条の規定を全て満たすこと (ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-4 ※条14-1-2 ただし書き	別表第1 (その他基準)
	①階段に代わる場合は120cm以上、階段に併設する場合は90cm以上であるか (ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-4-イ ※	
	②勾配は1/12を超えていないか(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-4-ロ ※	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令18-2-4-ハ ※	

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①手すり	<p>●手すりは、歩行困難者の補助になるため、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある場合には、手すりを設ける。</p> <p>◇片まひの方の利用を考慮し、両側に設け、必要に応じ2段とすることが望ましい。</p> <p>さらに、勾配や高さに関係なく、すべての傾斜路に設けるとよい。</p> <p>◇手すりの上下端部は歩き始めの安定確保等のため、45cm以上の水平部を設ける。</p> <p>◇手すりの始点・終点には、室名や現在地等の点字表示を設ける。</p>	令13-1-1 【図1】
②床面	<p>●傾斜路の表面は、車いすがスリッパしないようノンスリッ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>※「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置をもとめている。(「24 滑りにくい床材」を準用する。)</p>	令13-1-2

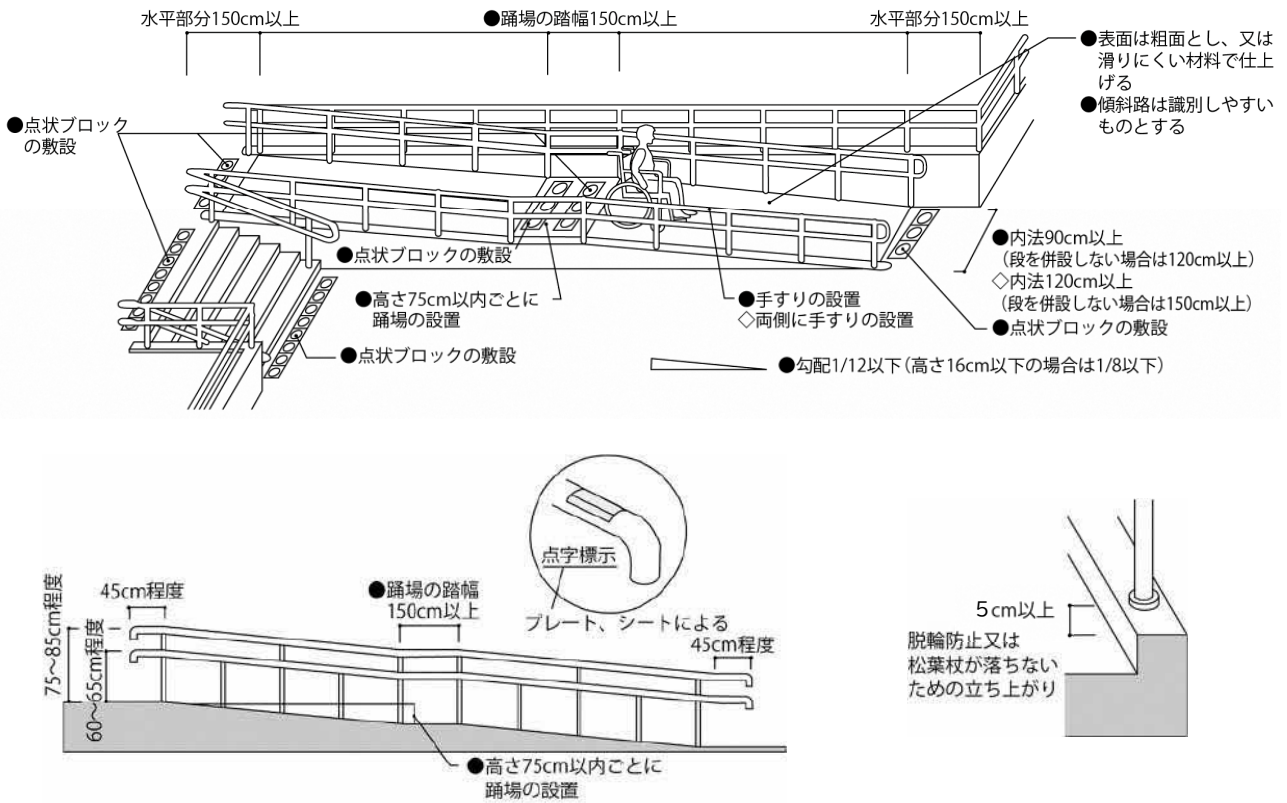
項目	解説	参照条文等
③④ 弱視者への 配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保する。 ●廊下等、階段及び傾斜路の床面、壁面及び出入口戸は、その存在を認識しやすいよう、色のコントラストの差を大きくする。なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくする。(参照: II 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集) ●傾斜路のある部分は、平坦部の色のコントラストの差を大きくし、これらと識別しやすいようにする。 	令 13-1-3 条 16-5 令 13-1-3
⑤⑥ 点状ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ●点状ブロック等により、視覚障がい者に階段及び傾斜路の位置を知らせるものとし、床面との色のコントラストの差により容易に識別できるものとする。 ●傾斜がある部分の上端・下端に近接する踊り場には点状ブロック等を敷設する。 ●点状ブロック等により視覚障がい者に階段及び傾斜路の位置を知らせる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・傾斜のある部分と連続して手すりを設ける場合 ・駐車場に設置する場合 <p>◇点状ブロック等は、傾斜路等の手前 30 cm程度の位置に敷設する。</p> <p>◇点状ブロック等は、視覚障がい者に配慮し、傾斜路等の幅いっぱい敷設する。</p> <p>◇点状ブロック等の色は、弱視者が識別しやすい、黄色を原則とする。</p> <p>◇床の色が白や薄いグレーの場合は、黄色の点状ブロックを敷設すると、弱視者が識別しにくいいため、当該色を組み合わせるときは、縁取りや輝度比を確保して、認識できるようにする。</p>	令 11-1-2 令 13-1-3、4 条 16-3 【図 2、3】

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●階段に代わって設置する場合は、車いすと歩行者がすれ違うことができる 120 cm 以上、階段に併設するものは車いすが通行できる 90 cm以上の寸法とする。 <p>◇幅は、階段に代わるものにあつては 150 cm以上、階段に併設するものにあつては 120 cm以上とする。</p>	令 18-2-4-イ 誘 6-1-1 【図 2】
②勾配	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路の勾配は車いす使用者が自力で上がることができるよう 1/12 を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8 を超えない。 <p>◇杖等による危険の認知、車いすのキャスト等脱輪防止等のため、側壁がない傾斜路側端には、5 cm以上の立ち上がりを設ける。(手すりを設けた場合にも必要)</p> <p>◇勾配は 1/12 を超えないものとする。</p>	令 18-2-4-ロ 【図 1】 標 2.4.1(1) ② 誘 6-1-2
③踊り場	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路が長くなる場合は、車いす使用者の休憩、方向転換又は加速ができるように 9mごと(高さ 75cmを勾配 1/12 で換算)に、長さ 150 cm以上の水平な踊り場を設ける。 <p>◇すべての傾斜路の始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分及び他の通路との交差分に、150 cm以上の水平な踊り場を設ける。</p>	令 18-2-4-ハ 【図 1】
その他留意点	<p>◇側面に壁面がない場合は、車いすの乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ 35 cm 以上の幅木状の車いす当たりを連続して設ける。</p> <p>◇義足使用者や片まひ者は階段の方が昇降しやすい場合もあるため、傾斜路と緩勾配の段(手すり付)を併設する。</p>	標 2.1.1(1) ③

参考図

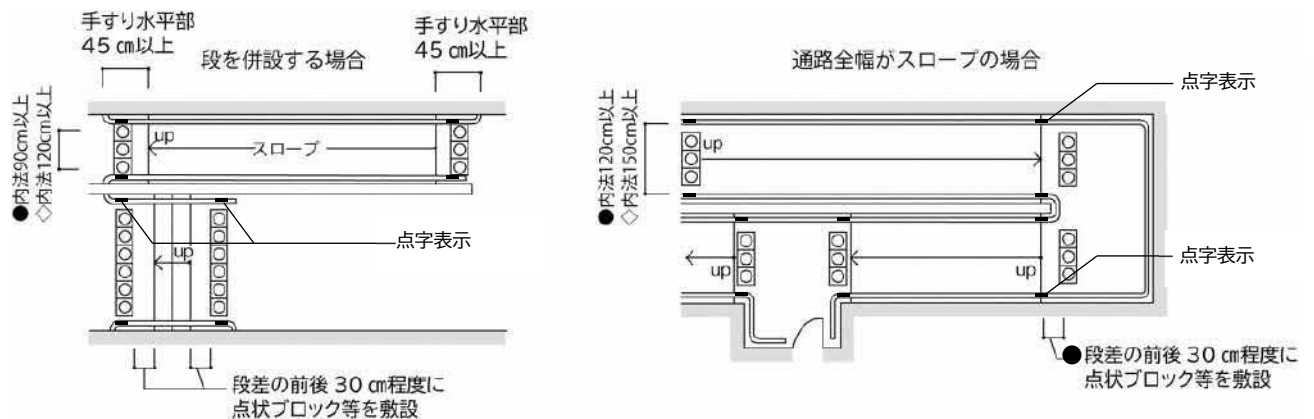
図1 傾斜路の整備例



< 傾斜路の勾配と高さにおける手すりと点状ブロック等の関係 >

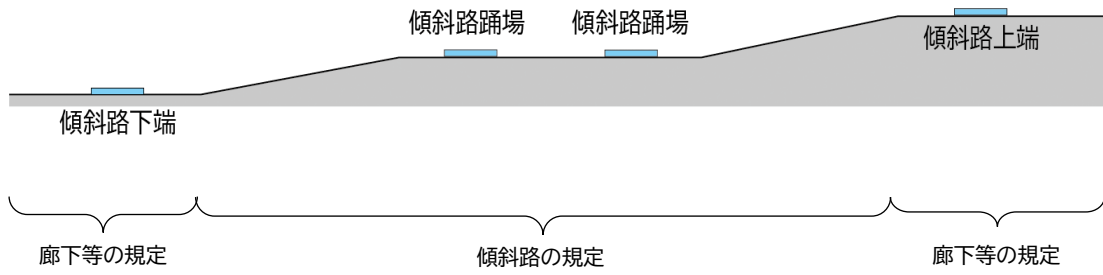
高さ	勾配	1/20 以下	1/20 超 1/12 以下	1/12 超
16 cm 以下		手すり : 任意 点状ブロック等 : 任意	手すり : 任意 点状ブロック等 : 任意	手すり : 必要 点状ブロック等 : 必要
16 cm 超		手すり : 必要 点状ブロック等 : 任意	手すり : 必要 点状ブロック等 : 必要	手すり : 必要 点状ブロック等 : 必要

図2 傾斜路の内法



■ 参考図

図3 点状ブロック等の敷設位置図



05

階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路